



裁判長
印

事件の表示

平成七年行々第三号

被告 沖繩県知事 本人調書

(この調書は、第四回口頭弁論調書と一体となるものである。)

期 日

平成八年三月一日午後一時〇〇分

氏 名

大 田 昌 秀

年 齢

七〇歳(大正一四年六月一二日生)

職 業

沖繩県知事

住 所

沖繩県宜野湾市字嘉数八四一番地

裁判長は、宣誓の趣旨を告げ、本人がうそをいった場合の制裁を注意し、別紙宣誓書を読みあげさせてその誓いをさせた。

陳 述 の 要 領

別紙速記録のとおり

裁判所書記官 上 原 宏

光上原

表

半

月

裁判所書記官

知

念

正

知念

宣誓

良^り心^{しん}に従^{したが}つて、真^{しん}実^{じつ}を述^のべ、何^{なに}事^じも隠^{かく}さず、
偽^{いつわ}りを述^のべないことを誓^{ちか}います。

氏名

大田昌秀



速記録

平成八年三月一日
第四回口頭弁論

事件番号	平成七年行ク第三号	被告本人	大田昌秀
氏名			

被告代理人（中野）

- 1 あなたが沖縄県知事に就任したのは平成二年の十二月一日とありますけれども、それは間違いないですね。
間違ありません。
- 2 平成六年の十一月に実施された県知事選で再選されて、同年の十二月一日から二期目の任期を現在全う中であるということですのでよろしいわけですね。
はい。
- 3 あなたが知事に立候補するに至った経緯について述べていただけますか。

表 半 頁

私は琉球大学で広報学・社会学の研究をしながら、学生の講義を担当しておりました。その間、地元の新聞をはじめ県外の新聞雑誌に、沖縄の問題についていろいろと論文を発表いたしておりました。一九九〇年の第一期目の知事選挙に出馬するその四年前に、実は県民のいろんな団体から知事選に出馬してくれという要請を受けましたけれども、私は研究者であるということでお断りしました。その後、四年たちまして、一九九〇年の選挙の年になりました、以前に私に出馬を要請したいろんな団体の人たちが私のところへまいりまして、君は沖縄県の歴史について、これまでいろいろ書いてきたと、その歴史を踏まえて、沖縄とはこういう沖縄でなくちゃいけないという沖縄のあるべき姿とか、あるいは望ましい姿というものについて、いろいろ論文を書いてきたと。そうすると、この際、自分で書いたその言論に忠実に、自ら行政の場に出てそれを実行する責任があるのではないかと、つまり、自分の言論に責任を持つということを言われまして、

これが一つのいわば決定打になりました。私はそれまでずっと断り続けておったわけですが、自分の言論に責任を持てと言われまして、県民がそれを望むのであれば、選挙選に出てみたいということで選挙に出ました。それで当選することができまして、その後、二期目を迎えるという状況になっております。

4 一期目に選挙に打って出たわけですが、そのときの公約を覚えていらっしゃいますか。

何よりも県民の命と暮らしを守り、心豊かな県政を作るとのこととか、あるいは憲法を暮らしに生かすとか、基地撤去をすると同時に、戦後処理問題というのが片づいてい wasn't でしたから、戦後処理問題の解決を図るといったような一三の公約をいたした記憶があります。

乙第五七号証を示す

5 これは「『二一世紀にむけた新しい沖縄』県知事選挙革新共闘会議・基本政策」

というタイトルで書かれていますけれども、これが一期目に立候補したときの公約に間違いないわけですね。

そうです。

6 平和憲法を暮らしに生かし、アジア諸国および国際平和に貢献する県政を進めるという大きなタイトルで、以下、公約が記載されていますけれども、それが、あなたが知事選に出てたときの公約であるということですね。

はい、そうです。

7 平成六年、一昨年の一一月にも選挙がありましたけれども、そのときの選挙公約は覚えていらっしゃいますか。

十分に覚えていませんけれども、特に基地の整理縮小、平和行政を進めるということとか、県民による県民のための県政をするとか、地方自治の確立を図るとかいったようなものを含めまして、一〇項目の公約をしたと記憶しております。

乙第五八号証を示す

8 「二一世紀へはばたく『平和で活力に満ち潤いのある沖縄県』」というタイトルで公約が記載されていますけれども、それはそのときの公約に間違いないわけですね。

はい、そうです。

9 基本政策の柱ということで、1から10までありますけれども、そのとおりですね。そのとおりです。

10 1番目は「日本国憲法と沖縄の歴史に根ざした平和行政の推進と、基地問題及び戦後処理問題の解決に努めます」と、これが柱になってるわけですね。

そういうことです。

11 かなりの基本政策、公約を掲げておりますけれども、現在どのような基本政策に基づいて県政を運営していますか。

私が知事になりましたから、いわば県政のアイデンティティとでも申しま

表 半 月

すか、県政の一番分かりやすい表現の仕方は何かということで、いろいろ検討してまいりまして、いわば沖縄の県政のキーワードといたしまして、平和・共生・自立ということを挙げております。この平和・共生・自立というものを基本の柱にいたしまして、何よりも県民が日常的に心やすらかに潤いのある生活ができるような、これを目指すと同時に、そのためには平和行政の推進というのが非常に大事でございまして、特に沖縄の場合ですと、沖縄戦の体験というのを今もって県民は心の底に引きずっている形で生きているので、平和行政の推進という意味で、国際平和の森構想というものを作りまして、まず、平和の確立というものに努めております。共生というものにつきましても、来るべき二一世紀にむけて、我々が特色ある県政を作るためには、沖縄のこれまでの伝統的な生き方そのものを大事にする必要から、沖縄ではユイマールとか模合とかといった、文字どおり共生の生き方そのものが伝統的に現在も生き続けておりますので、これ

を非常に大事にしていきたいという意味で、異なった文化とか民族とか宗教とか、あるいは言語の違いとかというのを乗り越えて、更にはまた自然と人間との共生というもの、それから障害者やあるいは健康者が一緒になつて生きていくとか、あるいはお年寄りや若い人が一緒に助け合つて生きていくという、そういうものを目指しております。更に自立ということにつきまして、沖縄がかつて歴史的にみますと、たえず自らの生活を自ら作りあげることができずに、他律的に生きるのを余儀なくされてきたという背景がありますので、それを自らの生活は自ら作っていくと、分かりやすい言葉で言いますと、自らの運命は自ら決定できるように、そういう生き方を作っていきたいということを基本に据えて県政を推進しているところですが、今一つ申し上げたいことは、国が復帰後の沖縄の県政に対して、第一次振興開発計画、これは一〇年単位の時限立法でございすけれども、その第一次振興開発計画と第二次振興開発計画において、アメリカの統治

表 半 所

下に置かれたときに生じた諸々の格差の是正ということと、沖縄の財政基盤が非常に弱いという立場から、自立的発展の基礎条件の整備、基盤作りということを一たび振計、二次振計の目標に掲げてきました。現在は三次振計のちょうど折返点に当たっておりますが、この第三次振計では、従来の格差是正の問題と自立的発展の問題に加えまして、広く日本の経済社会及び文化に寄与する特色ある地域づくりというのを、三次振計の基本目標に掲げておりますので、これらを基本に据えて県政を推進しているところであります。

平和・共生・自立ということに関して、今述べていただきましたけれども、平和ということ、もちろん、これはすべての行政の願いですけれども、あなた自身、特に沖縄での戦争体験を通じて、平和に対する特別の思いというのがあるかと思ひますけれども、それを述べていただけますか。

私自身というよりか、私も戦争中、学生隊の一員として、県下の男子中等

学校の学生たち、女学校の学生たちが、守備軍司令部に動員されて戦場に出たわけでございますけれども、そのときに我々が戦時中に受けた教育というものは、国のためには命を捨てるのが人間としてまっとうな生き方だということをたえず教えられました。我々はいささかもそれに疑問を挟むことなしに、先生や世の指導者から右を向けと言われれば右を向くし、左を向けと言われれば左を向くという具合に、ひたすらに国の政策にすべてを賭けていくというような、そういった教育を受けてきましたので、戦場に出るときも何らの疑念も持たずに、戦場に銃を取って出たわけですが、ただ、戦争の過程で私たちが目撃したのは、当初第二次世界大戦というのは、聖戦、聖なる戦だと、つまり、東洋民族を欧米の植民地から解放する非常に神聖な目的を持った戦争だということで教えられつつあったわけですが、実際に戦場に出てみると、友軍兵士同士が殺し合うとか、あるいは友軍兵士によって地元の住民が濫から追い出されたり、食料を奪われ

戦争の教育

たりというのを目の当たりに見て、いったいこれはどういうことなんだろうかと、私などが戦時中に受けた教育とは全く違う現象というのが戦場で毎日のように見られまして、そのときに私はもし生き延びることができたら、なぜこういうことになったのかと、いったい何が狂っていたのかと、何が原因で我々はこのような事態に陥ったのかということ、特にそのことを考え続けてきたわけですが、そうした思いが非常に強くありまして、戦後沖縄の生き延びた人々は、共通に、二度と再び我々が体験したような悲惨な戦争を繰り返してはいけないという思いを抱いていたというふうには私は信じております。したがって、そのような思いから沖縄にとって平和こそが非常に大切であると、特に、沖縄は伝統的に、これは後になって勉強して分かったことですが、琉球王国時代には国の方針として、平和外交というものを国是としてやっておったと、その手段として、東南アジア諸国と貿易を通して友好関係を結ぶ、そういった生き方をして

いたと。それが小さいながらも琉球王国が数百年の間存続できた一つの原
因だということを、いろいろと書かれているのを読みまして、非常に感銘
を深くしたわけです。例えば「おもろさうし」の研究で有名な仲原善忠先
生が書かれたものの中に、この方は非常に有名な歴史家・郷土史家でござ
いまして、この先生が「おもろさうし」というのは、ほぼ一二世紀から一
七世紀ごろの沖縄のいろいろな歌謡とか神事ごとを歌に読んだものをまと
めたものですけれども、その中に殺りくを意味する言葉が一つもないとい
うことを特に書いておられまして、そういった意味から、沖縄でよく知ら
れているように、尚真王、これも非常に有名な王様でございまして、この
王様が一五世紀のころから武器を携帯することを禁止しましたので、欧米
でも特に一八一六年にバジル・ホールというイギリスの海軍士官が沖縄に
来まして、沖縄は武器のない国だということを記録に書いて、欧米でも平
和愛好の民として沖縄人は知られてきたという歴史的な背景があるわけで

表 判 所

す。そのような伝統的な背景を生かす意味でも、沖縄では平和行政という
のが非常に大事だということで、平和行政というものについては特に力を
入れてまいりました。具体的には、例えば、平和の礎の建立とか、今やっ
ておりますけれども平和記念資料館の建設、更に国際平和研究所の設置も
今着々と進めているところであります。

13

知事のさっき証言してありました平和・共生・自立という三本の柱というのは、
やはり沖縄の琉球王国からの歴史にちなんだ考え方になるわけですね。

単に歴史にちなんだ考え方だけではなくて、日本という国はどちらかとい
うと、同一言語、同一民族という画一性といえますか、それを非常に強調
した教育をしておりまして、それが逆にどちらかといいますと、異なった
民族、異なった文化、異なった言語を持つ人々を排除するというような点
がございまして、沖縄では戦時中、沖縄の方言なんかというものもそうい
った意味で日本の東京の標準語にそぐわない言葉だということで、これが

早いものとして、こういうのは撲滅すべきだということで撲滅させられたり、沖縄的な服装とか音楽、例えば、三味線をひくとか、これも二級の日本人がやるものであって、こういうものは忘れ去るべきだということでそのような教育を受けてきました。これも一つには、異なったものを排除するということは、共生の生き方からは随分と離れた生き方になるものですから、そのような戦時中の苦い体験も踏まえまして、また来るべき将来を考える場合、世界連邦の話なんかもよく出ますけれども、異なった言語、異なった文化、異なった民族、異なった宗教を持った人々もみんな人間だという立場で、人類が本当にお互いにその異質性を認めあっていくことが来るべき二一世紀に向けて非常に大事な生き方じゃないかという気もしますので、そういう将来に向けての考え方も当然入っております。

14
今、証言にありましたけれども、昨年は戦後五〇年に当たる節目の年でありましたですね。この平和の礎を沖縄南部に造りましたけれども、それは知事としては

裁 判 所

沖縄戦で戦没したすべての人々の名前を刻んであるわけですね。

はい。

15

それを創した知事の考え方というのは、何に出てくるんでしょうか。

戦争に出まして、戦場で見たいろいろな様相というのは、どのような口実を設けても、人間同士が殺りくし合うということは、これは大変なことだということを実感いたしました。戦場の実際の姿というのは、敵といわれていたアメリカ兵が我々の兄弟なんかの命を救ったり、味方として頼りにしていた守備軍の将兵が、先ほども申し上げましたように、我々の親兄弟を殺りくするというような場面も実際にあったわけですね。二度とこういうことがないようにするためには、私の考えでは敵として戦った人々、つまり戦争に勝ったような人々も、やはり戦後になって非常に心に深い傷を負っていると思うんです。これはベトナム戦争に行った人たちのアメリカの例からいっても言えると思いますが、ですから、二度と戦争を繰り返さない

ためには、敵も味方もなく、皆がその誓いを新たにして、このような人間が人間を殺し合うということはやめていくと、そのためにも死者たちのおかげでそういう考え方も出てきているわけですから、その死者を弔うことは非常に大事だと、そこには敵・味方もないという気持ちで、かつての敵であったアメリカ兵の戦死者たちの名前も一緒に、沖縄の戦死した人たちそれからもちろん県外からいらした方々の戦死者の名前も一緒に、平和の礎に刻んだわけでございます。

16

今、知事の沖縄県政を進める上での基本的な姿勢というのはよく分かりましたけれども、いよいよ本論に入りますけれども、知事は五年前の平成三年防衛施設局から土地調査・物件調査の公告・縦覧の要請に応じておりますけれども、それに応じた経過といまでしょうか、それを申し述べていただけますか。

私は公約で基地の撤去もしくは基地問題の解決というのを掲げておりまして、また、私の支持母体が強くそのことを望んでおりましたし、そうい

表
中
一
所

った関係で、公告・縦覧に署名するのは厳しいということで、当初控えておりました。しかし、そのころは、まだ知事になって間もないころでして、行政についてほとんど知らない状況がありまして、県ではちょうど三次振計の策定を国の方にお願いしていたり、平成四年度の予算の審議とか、そういうものをお願いしていたり、復帰のときにできました特別措置法の期限が切れてこれを延長する問題とか、県政全般にかかわる問題で非常に重要な案件が幾つもございました。まだ行政に入って間もないころですから、この代理署名については県庁のスタッフ内でも賛否両論がありました。私は個人的には公約もありましたし、また私自身の政治的な信念とでも申しますか立場からいいたしても、土地の強制使用というものについては疑問を持っておりましたので、何とかこれを避けたいとして、約一〇〇日ほど考えあぐねておりまして、いろんな方とも相談しましたけれども、最終的には今申し上げました県庁の内部のスタッフの間にも賛否両論があった

17

だけじゃなくて、県議会でも賛否両論がありました、そういったことを配慮して、全般的な県政を運営していく上で、これは国に協力するほうがより県政のためにいいという観点に立って、最終的には代理署名をいたしました。これは結果として、私としては自らのいわば公約を裏切る形になりましたけれども、しかし、その時期においては大事なことだったというふうに考えています。

当時のマスコミでは、知事が苦渋の選択をしたという報道をされておりましたけれども、そのとき公告・縦覧をしてもらいたいという、それについては何らかの政府側からのコメントがあったように聞いていますけれども、それについてはいかがですか。

公告・縦覧に署名してくれということは、いろんな形で私に要請がありましたけれども、それは非常に厳しいと申しておりますが、今申し上げましたような幾つかの基本的な理由で、私としては国の立場というのを大事

裁 判 所

18

にしたほうがいいということに尽きたわけです。それに対して、防衛庁長官も防衛施設庁長官も、沖縄県知事が誠意ある態度をもって国に協力したので、国も沖縄県の基地問題の整理縮小については、誠意ある対応をしたと、例えば、新たな措置も考えていきたいと、従来とは違って、積極的にもう少し沖縄の基地問題の解決に努めたいという趣旨のコメントが発表されました、それが私のところにも届けられました。

これは記録によると、知事が公告・縦覧に応じたのが平成三年の五月の二八日、同じその日に、政府防衛庁池田長官がコメントを発表して、沖縄の基地の整理縮小に政府もあげて努力するというようなことになったわけですね。

日にちははっきり覚えておりませんが、私が公告・縦覧の署名に応じた後だったことは確かでございます。

実際、その政府が示したコメントどおりに何らかの前進があったでしょうか。

それまで沖縄の基地問題について、我々は防衛庁・防衛施設庁とか、ある

19

いは外務省に行きまして、できるだけ県民の気持ちを酌んでいただいて整理縮小に努めていただきたいということ、事件・事故の防止を是非やっていただきたいということをお願いもしておりましたけれども、ほとんどただ聞くだけということに終わっております。ところが、私が公告・縦覧に署名した後、政府では一一省庁の連絡協議会みたいなものを作りまして、沖縄の基地の整理縮小の問題について積極的に取り組む姿勢を見せたわけですけれども、実際には、残念ながら我々が期待するようなめばしい成果というものはほとんどありませんでした。

一一省庁連絡協議会、これは平成三年の八月二日に作られているようですが、そこには沖縄側からどなたか出られたんですか。

いや、これは沖縄側からは入っておりません。

知事としては、せっかく作ったけれども、ほとんど機能してなかったということでしょうか。

表 判 所

例えば、基地の返還に当たっては事前に通知をするとか、それから、跡地利用の問題についてもいろいろと配慮したいとか、地主の補償問題でしたか、そういう問題についても県側の意向を体する形で前進を図りたいという、そういう趣旨の話もあったと記憶しておりますけれども、しかし、実際的には、一一省庁の連絡協議会がどういう構成かというのは分かったんですが、構成メンバーの名前すら我々は分からないで、県側の意見を聞く場というのも一度も開かれたことはありませんし、そういった意味では残念ですが、ほとんど基地の整理縮小に関しては前進がなかったと言っているかと思えます。

資料等によりますと、復帰後、沖縄の基地の整理縮小が一五パーセントということですが、それはそのとおりですか。

そうです。

それに対して、日本本土ではどのぐらいでしょうか。

24

いろいろ資料によりますと、復帰後、今日までほぼ二三年間の間に、沖縄側は今ご指摘のとおり約一五パーセントぐらいの基地の縮小がなされているわけですが、その間、本土の場合は五九パーセントから約六〇パーセントと言われておりますけれども、それほど基地の整理縮小が進んだわけです。

基地の物件の中身ですけれども、本土の場合は公有地が多いと聞いていますけれども、それはそうなんでしょうか。

そうですね。基本的に、一言で本土サイドの米軍基地と沖縄の基地の違いというのを言えといわれますと、やはり沖縄の場合は民有地が多いということですね。本土の場合は約六〇パーセント前後が国有地になっておりますけれども、沖縄の場合は三〇パーセント程度が民有地でして、残りの三〇パーセント程度が公有地といえますか、それからあとが国有地というような形で、基本的にそういった違いがあると見ています。

裁 判 所

25

本件土地調書・物件調書の立会署名を行わなかったことに関してこれからお聞きいたしますけれども、まず、それを拒否しようというふうに考えた原点といいたいしょうか、それはどこから派生してきたんでしょうか。

一つには私が知事になるときの公約に、一期目、二期目を通して、基地問題の前進を図るという趣旨のことを約束しておりますし、歴史的な背景を見ますと、沖縄の土地問題というのは、戦後、沖縄の最重要問題だといってもいいぐらい非常に重要な内容を持った問題だったと思います。例えば、一九五三年から五八年まで、いわゆる島ぐるみの土地闘争というのがありました。これはどういうことかといえますと、当初、沖縄の人のアメリカ軍に対する態度といえますか考え方というのは、非常に友好的でした。それはどうしてかといえますと、戦争中、先ほど申し上げましたように、アメリカの兵隊が沖縄の人たちの命を救ったのがたくさんいたわけです。そういったことで、戦後、その戦時中の恩義を感じて、アメリカ軍に

対して非常に友好的な態度を取ってありましたけれども、一九五三年ごろから本格的な基地建設が始まりまして、その前にもちろん四九年には中国での共産党政権ができた、五〇年には朝鮮戦争が始まったということで、沖縄基地の戦略的な重要性ということが指摘されるようになりました、土地の収用というのを始めたわけですね。米軍は平和条約が結ばれるまではハーグの陸戦法規を一つの根拠にして土地を使用しておったわけですが、平和条約を結んで日本が独立するようになりますと、それを使えなくなりましたので、土地の契約をすることになったわけですね。その布令・布告を出して契約することを要請して、当時、琉球政府というのができておりました、その琉球政府の行政主席と地主たちが賃貸借契約を結んで、米軍に土地を使わせるということをやったわけです。ところが契約の内容が、地主の意向を踏まないで非常に安い賃借権を設定して、しかもその契約期間が二〇年という長い期間にわたりましたので、地主たちがこれに反対い

裁 判 所

たしまして契約に応じなかったわけです。そうしたので米軍は困りまして、土地の収用令という布令・布告をもって土地を強制的に収用するというようなことをやって、それが復帰後はそのまま引き継がれるような形、もちろん日本でできた駐留軍用地の特別措置法というのが今では使われているわけですが、そういった法律によって肩代わりされる形で土地の強制使用が行われ、復帰後でも今回で四回目の強制使用になるわけですね。そうしますと、普通、民法での土地の契約期間というのは一般的には二〇年が限度とされているわけですが、その二〇年の二倍以上の期間をもう超えているわけなんです。そういう状況の中で、土地を強制的に使うと、しかも日本国憲法があって、財産権の保障というのが憲法で明確に規定している状況の中で、強制的に土地を収用することについては、これはいかなものかということは、たえず私が研究者のころから非常に疑問に思っておりまして、自分が行政の責任者になったときに、これは地主たちが

賛成して自らの土地を喜んで提供するならいざ知らず、現実に反対していると、しかも、その地主が住んでいる地域の市長や村長が、これまた代理署名に応じないという形で反対していると、それを県民のための県政をしようとする、そして日常的に県民の命と暮らしを大事にするというのを公約に掲げている知事が、強制使用に応じるということは県民の意向に背くことになるではないかという、そういった歴史的な背景が一つと、もう一つは、実態を見てみますと、沖縄というのは日本領土の面積の〇・六パーセント程度に過ぎませんけれども、そこに米軍の専用施設の七五パーセントが集中していることですね。これはいかがなものかと、この日本が安保条約の重要性をいうのであれば、当然のこととして、その責任とか負担というのは、日本全国民が平等に負担すべきというのが理屈の上からは筋が通ってと思うわけですが、それが沖縄に過重に負担が占められていると、しかも、先ほど申し上げましたように、復帰後二三年の間に沖縄

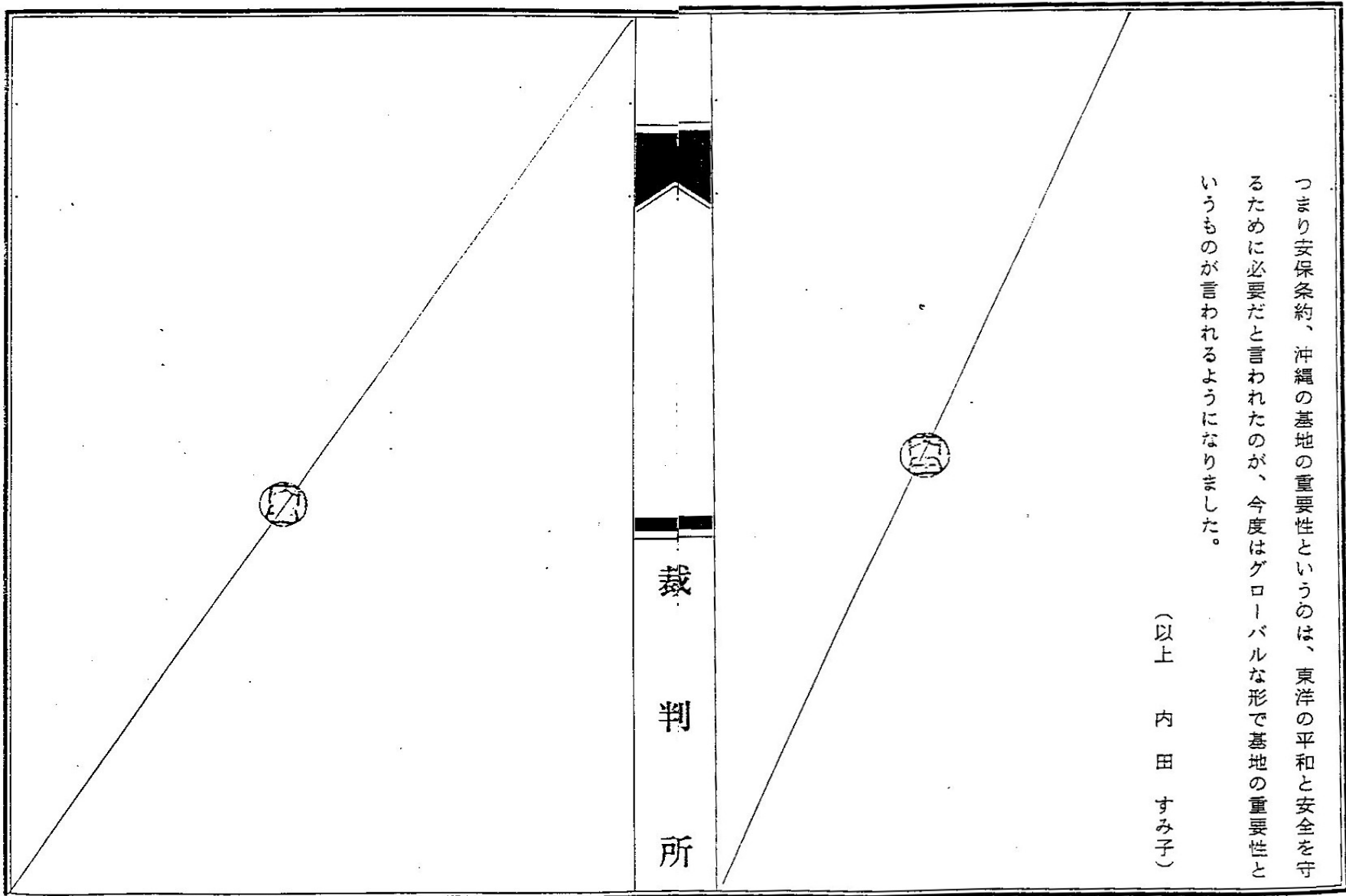
裁 判 所

の基地の整理縮小がわずか一五パーセントに対して、本土では六〇パーセントも縮小されていると、それはちょっとおかしいんじゃないかというのはだれしもが考えることだと思ひまして、そういった実態があると。更に、もう一つ非常に重要なことは、九五年の二月に米国防総省は東アジア戦略報告というのを公表いたしましたので、俗にいうナイ・イニシアチブ、ジョセフ・ナイという国防次官補が作った報告書なんですけれども、その中で、日米の安保体制の重要性を強調すると同時に、東アジア地域に一〇万人の米軍を前方展開させる必要があると、そして、日本には四万七〇〇〇人の軍隊を置いておく必要があるということを言ってるわけです。更に、従来日米安保体制というのはソ連を敵視するという立場から、ソ連を仮装敵国にすることで作られたわけなんですけれども、安保条約の基本目標というのは、日本を含めて東洋の平和と安全を守るために安保体制が必要だと言われたわけですが、このナイ・リポートによりますと、これが世界的な規模で、

つまり安保条約、沖縄の基地の重要性というのは、東洋の平和と安全を守るために必要だと言われたのが、今度はグローバルな形で基地の重要性というものが言われるようになりました。

(以上 内田 すみ子)

裁 判 所



つまり、アメリカの世界戦略の一環として、この安保体制が使われるという懸念が出てきたわけですね。そうしますと、我が県政が切実に望んでいる平和な社会をつくることによって、国際的な平和の創造に貢献したいという願いというのは、逆に踏みにじられる形になるし、しかも沖縄の基地というのは固定化される心配が出てきたわけですね。そうしますと、今の我々が責任の負えない、将来の子供たちの代まで、我々と同じような基地の苦しみを味わわせると同時に、戦争の不安を絶えず感じさせるということとは、これは行政の責任者として到底やることのできないことだという判断に立ったわけなんですね。そういったことと、それから今一つは、日本国憲法ができたときに、まだ沖縄は本土との交通も遮断されていたとして、許されてなくてですね、我々は日本国憲法というものに触れる機会もなかったわけですが、密航船で憲法のコピーが沖縄に持ち込まれて、私などもそれを鉛筆で写し取ったことがあるわけなんです、そのときに私など

裁 判 所

が戦争中に感じた疑問というんですか、非人間的な教育を受けたり、あるいは非人間的な行動を戦場で見せつけられたりしたものが、その憲法で見事に否定されて、平和を大事にするということが明確にうたわれている。それから戦時中にはかえりみられることもなかった人間の基本的な権利といったようなものですね。それから国民主権の問題とかというものもいいたしまして、この重要性に非常に私個人が打たれたわけです。それを何とかして県政の上に生かしたいということで公約にもそのことを掲げたわけですが、ナイ・リポートを読みますとそれに反するような疑問が出てきましたので、これは行政の責任者としては代理署名に応ずることはできないと。政府は日米の友好関係がいかに大事かと、そして日米の安保体制がいかに大事かということをおっしゃっているわけですが、そのことにはいささかも異議は挟まないにしてもですね、私は逆に日米の友好関係を大事にすればこそ、私が代理署名に応じないで、基地問題を解決することのほ

うが、より日米の友好関係に寄与する道だというふうに私は判断したわけです。そういった意味で、やはりその辺がですね、応じることができないと。あえて申し上げますと、先ほど申し上げましたように、一九五三年から五八年にかけて、島ぐるみの土地闘争というのがありまして、そして沖縄の県民感情がいら立って、反米的な気運が非常に高まってきたわけです。最初はアメリカと極めて友好的な関係だったというのは先ほど申し上げましたけれども、それでライシャワー教授辺り、後に駐日大使になる方なんですが、ハーバードの教授時代ですね、沖縄問題の解決をしなければ日米の友好関係とか安保体制というものは極めて維持するのが難しくなるという論文なんか書いたわけなんです。そしてライシャワーさんは、駐日大使になったときに、日本からの援助がそれまでなかったのを、財政的な援助を引き出して、沖縄問題の解決の促進を図ることのほうが日米の友好関係を図る道だということを非常に強調されて、で、結果的に日本復帰という

裁 判 所

のを実現したわけです。そのときに国防省辺りは、軍事的な立場から、このライシャワーさんの、日本復帰に対しては非常に反対したわけです。しかし、今申し上げましたように、沖縄の反米感情というのが土地問題の絡みで高まってきたので、これでは基地の維持というのも難しいということになってきて、軍事的な利益と政治的な不利益を比較検討する過程で、沖縄の人々の政治的な目標である復帰を実現させることのほうが、軍事的に見ても、日米友好関係の立場からいっても有利だということでは復帰というのを実現したわけなんです。そういった歴史的な背景を踏まえて考えますと、今回の場合も、私が行政の責任者として、一部ではあっても、県民が自らの財産を、平和、人間の幸せに結び付く生産の場に使いたいという強制的な使用に反対しているのに対して、行政の責任者である私がそれを無視して代理署名に応じるということは、私としては非常に辛いことだし、やるべきことではないと考えておりましたので、お断りしたわけで

す。

要するに基地の形成の歴史、それから国の努力がかなり足りない、復帰後一五パーセントしか基地の整理縮小というのはあげられてないということ、それから安保の再定義というんでしょか、この基地の固定化というのが、この拒否の理由ということになるわけですね。

あえてもう一つ申し上げますと、先ほど〇・六パーセントしかない県の面積において七五パーセントの米軍の専用施設があると、在日米軍の専用施設がこの狭小な沖縄にあるということをお願いしたのが、結果としてどういうことをもたらしているかといいますと、復帰した後でも四七一六件という事件、事故が発生してまして、そしてその中には一二名の人が殺害されたというようなケースなんかも入っておりますね。私が先ほど申し上げましたように、県民の命と暮らしを守るという公約を掲げて知事当選したわけですから、そこから派生するいろんな事件、事故に対して責任を負

裁 判 所

わないといけないわけですね。しかし、それだけの基地が密集している状況の中で、そのような責任を負える状態は到底ないわけですね。で、例えば分かりやすい例で申し上げますと、嘉手納町を例に取りますと、町面積の八三パーセントが基地に取られているわけです。残りの一七パーセントの小さな地域に一万四〇〇〇人の人間が住んでいるわけです。ひしめいて住んでいるわけですね。そうしますと、そこでは人間生活に必要な社会の共同生活なんかというのは、あるいは憲法にいう最小限の文化的な生活なんかというのは、だれが考えてもできっこないわけなんです。ですから、そういうものをせめて少しでも減らしていったって、もう少し人間らしい生活ができるようなことをしていくのが、行政の責任者としての当然の責務だと思いたったのでね。あえて総理に対しても、率直にそういう事情を申し上げて、行政の長としてはこういうことでできませんと、そして早くこの基地の整理縮小に力を貸してくださいということを申し上げたわけなんです。

す。

基地から派生する事件、事故、いろんな被害があるわけですけども、それ以外に市町村、あるいは県の振興開発が、基地そのものによって阻害されているというような実態もあるんでしょうか。

はい。先ほど申し上げましたように一次振計でも二次振計でも、格差の是正ということですね、自立的発展の基盤づくりということを言いまして、その自立的経済発展というのがいかに大事かということをやっているわけです。そこで我々は自立的発展を遂げようとして一生懸命になっても、沖縄本島の二〇パーセントが基地に使われていると、そしてその基地というのは沖縄の中南部に集中しているわけですね。中南部というのは一番便利な地域でございまして、そこは一〇〇万余りの人間が住んでいるわけです。ところが、その沖縄の土地形成の在り方というのは、戦時中の苦しい状況をそのまま引きずっております。言い方を変えますと、地元の住民が

養
半
所

もともと生まれ育った自らの故郷、あるいは自らの村落に帰ることが許されなくて、そしてこの農民たちも土地を取り上げられて、移転する先もありません、ほうり出されるような事態があったわけなんです。そしてそこに基地が造られて、しようがないから基地の周辺に密集する形で、スクロール現象で町づくりがなされたわけですね。そうしますと、行政の責任者として一番懸念されるのは、町のどこを回ってみても分かりますが、住宅がひしめいて、道路が狭くてですね、公園とか、そういう施設が乏しくて、万が一、このあいだの阪神大震災のような災害が起こった場合に、一体どうするかという問題が非常に頭の痛い問題でして、そういう状況の中で我々としてはちゃんとした町づくり、災害にも耐え得るような町づくりをしないといけないわけです。それから、あまりにも基地に頼ったり、国庫財政に頼ったりするという他律的な生き方というのは、これから変えていく必要があると、その意味で自立という言葉を先ほど県のシンボルとして、

キーワードとして掲げていると申しましたけれども、そのために、土地を返していただかないといけないわけです。どうしてかといいますと、土地だけじゃなくて、海岸の、例えば那覇軍港の隣接地に自由貿易地域がありますけど、そこが土地が狭いものですから、私はそこを埋立てして自由貿易地域を広げようということで、埋立てをしようとしたら、その海岸から五〇メートルまでは米軍が管理しているわけですね。こういう箇所が沖縄には二九箇所くらいあるわけです。米軍が管理している水域が。それから沖縄は離島県でございまして、交通の機関として飛行機が非常に重要になってくるわけですが、沖縄本島の北のほうの伊平屋、伊是名などですね、ずっと琉球政府時代から空港がほしいといって何度も県に要請しているわけですが、その空港を造るために努力しているわけですが、沖縄の空の空域の一五箇所が米軍によって管理されているわけです。そうすると我々は主権国家でありながら、自分の土地も使えない、海も使えない、空

裁判所

も使えない、これはおかしいじゃないですかということで、私は過去四回、アメリカへ行きまして、アメリカの政府の高官に、まともに、主権国家の一部である沖縄で、我々自身が自らの産業を興そうと思っても、土地も使えない、それから水域を埋め立てて活用しようとしても、それもできない、飛行場を造ろうとしても、それもできない、これでは我々が自立的な経済をつくり上げていくことは不可能だと、ちなみに沖縄は全国最下位の所得しかないわけで、しかも失業率は全国平均の二倍であるわけなんです。そうしますと行政の責任者としては、当然、こういう問題を解決しなくちゃいけないわけですが、現状の基地のままでは到底雇用の拡大もできない、それから産業を興すこともできない、従って自立的発展を遂げることは、おおよそ不可能だという認識に立ったものですからね、そういった意味で、まあ、いろいろと苦労しているところです。

本件立会署名に応じなかったという理由については、よく分かりますけれども、

知事のその姿勢ですけれども、五年前の公告縦覧のときには県庁内でもいろいろ賛成、反対があったということでしたけれども、今回の署名拒否等についてはどうだったでしょうか。

はい。我々は非常に慎重に検討いたしました。私は行政の責任者として自らの政治信念とか、あるいは政治的な信条だけにとらわれる気持ちは全く持っておりませんし、また殊更に国と対立する気持ちも全くありません。可能な限り国との協力関係を結んでいこうという気持ちはいっぱい持っています。しかし、戦時中のことも振り返ってみましてね、だけれが、この問題はおかしいという場合、どんな問題でもいいですから、国の政策がおかしいという場合には、やはり、おかしいときちつと言って、その理由を述べて、それでやっていくことは非常に大切だというふうに、戦争中の体験から感じています。戦前の教育を受けた体験からですね。つまり、先ほど申しましたように、聖なる戦争だと言いながら、実は必ずしもそうでは

裁 判 所

なかったと、あのときに、もし、だれかが自らの職をかけて反対したり、やっておれば、例えば沖縄戦の場合も、県知事が、法律にも基づかない形で学生を動員したり、やったことなんかに対して、これはおかしいじゃないですかということを書きつと書いておれば、あたら一〇代の若者たちがあれほど多数、命を落とすようなこともなかったんじゃないかという、そういう反省といえますか、そういう気持ち、私は強くありまして、ですから、むしろ先ほど申しましたように、これを沖縄の将来のためだけじゃなくて、日米の友好関係のためからいっても、今の沖縄の実態を改善することのほうがずっとプラスになるという判断を持っています。そういった意味でいろいろと県庁のスタッフとも何度も議論を重ねまして、それからいろんな県内の団体とも、教職員とか、その他のほかの団体とも、どういうふうにやったらいいかということでご相談もしました。それから大学の先生方にも意見も聞きましたし、そういうことを総合的に判断して、

しかも県庁のスタッフが全面的に賛成の立場で、今回、私の方針に協力をしてきたものですから、率直にそういうことも、総理にも申し上げまして、お受けすることはできませんというふうに決意したわけです。

知事の署名拒否の姿勢に対する、今、県内世論もかなり沸騰しておりますけれども、知事に対する激励あるいは支持の文書なり、声なりというのが結構あるやに聞いてますけれども、それはどうなんでしょうか。

はい。実際、私も驚いているんですが、四万七〇〇〇通余りの私あての激励の手紙が来ておりますけれども、その中のアメリカ側からの手紙はですね、ほとんどが申し訳ないと、自分たちはアメリカ人として非常に恥ずかしいと、このような少女暴行事件のようなものを起こしたというのは非常に恥ずかしいことだという趣旨のことですね、自分たちは少女の家族とか、その本人に対して、できることは何でもしたいから、遠慮なしに言ってくれというような趣旨の手紙が来ております。ほとんどがそういう手紙

裁 判 所

です。それから県外から圧倒的多数の手紙が来ていますが、沖縄がそういう実情に置かれていたということは知らなかったと、基地が、これだけ過重に負担させられているという状況は知らなかったと、それから犯罪が起きているということなんかも知らなかったと。それから、なぜ、安保条約というものは、いわゆる冷戦が終結した後も、どうして必要かといううな、我々はこれまで議論したことがないと、そういうことで、もっとこの際、しっかりとこの安保の問題についても議論する必要があるという趣旨の手紙が圧倒的に多いわけです。それから沖縄県民の側からの手紙の中に特に気付かれるのはですね、在日米軍の専用施設の七五パーセントが沖縄にあるという事実をとらえて、これは沖縄に対する差別的な処遇だという受け取り方をしているというのが非常に目立つ点なんです。それと我々も人間だと、人間らしく扱えというような内容の文章が特に印象づけられておりますけれども、そういった内容となっていて、私が代理署名を

拒否したということに対して批判的な、あるいは反対する意見は、私の記憶に間違いがなければ、アメリカから来たのに三、四通、それから県外から来たのに約五通くらい、県内から来たのに一通くらい、それだけしか記憶に残っていませんで、あとは圧倒的に知事の立場を支持するという趣旨の内容になっております。

30

これは沖縄県議会でも支持はされているんですか。

そうですね、県議会でも、わざわざアメリカまで要請に行きましたし、また今度、政府に対しても要請しておりますし、そういった意味では県議会でも、それから市町村議会でも支持しているのが非常に多いわけです。

31

今日の、ちなみに琉球新報では、市町村長のコメントが載っておりますけれども、知事はそれはお読みになりましたですか。

読んでいません。

32

堂々と、この法廷で沖縄の差別の歴史、基地の重圧、被害の実態等について訴え

裁 判 所

てほしいというような激励のコメントが圧倒的に多かったわけですが、現在、この裁判に向けての支援、激励というのも結構多いですね。

そうですね、手紙だけじゃなくて、署名したのが五万通超しております、そういう点では、まあ、国民の間にもこの問題が非常に大きな考えるきっかけを与えているなあという印象を持っています。

33

圧倒的な支持のもとに本件物件調査、土地調査の署名を行わなかったわけですが、それに対して原告のほうで職務怠慢ということで、被告の行為は著しく公益を侵害することが明らかであるということで、この裁判になっておりますけれども、これに対して知事はどう考えていますか。

国は日米安保条約を締結しているという立場です、その地位協定なんかによって、あるいは安保条約の六条、そういったものによって基地を提供するいわば義務を負わされているような状況ですから、そういうふうな公益を損ねるという、あるいは怠慢というふうにおっしゃるかもしれません。

んが、私は先ほど来申し上げておりますように、一つには安保体制が重要だということになれば、地位協定も安保条約も、どこにも沖縄を特定して、沖縄に基地を過重に置きなさいというような趣旨のことは書いてないわけですね。にもかかわらず、沖縄に現実に七五パーセントぐらいの基地が置かれていると、そしてこの問題を契機にして沖縄の基地の移転なんかというものが表面化してきますと、県外のほとんどの市町村、あるいは都道府県で、沖縄の問題について理解はするけれども、自分たちのところにもってくるのはいやだということを明確に示しているわけですね。そうすると、沖縄の人々は、もう、いやだいやだと五〇年ほど言い続けてきているわけですが、その沖縄の人がいやだというのは耳を傾けないで、県外の人がいやだということだけに耳を傾けていくというのはいかがなものかと、国政の責任者としていかがなものかという気持ちがありますし、その辺りが沖縄の人々が、我々も人間として扱ってほしいとか、あるいは差別的な処遇

表 半 月

をやめてほしいということを言っている理由だと思わなければならないですね。ですから私は、繰り返し申し上げますけれども、むしろ安保条約というものは、沖縄の基地の問題を解決する、それを改善していくことによって、国が日米の友好関係を大事にしたいという政策はより前進するという認識を持っておりまして、自らが署名を行わないことが職務上の怠慢とかいうことにはならないと思うんです。それから公共性の問題についても、これは何が公共の利益になるかと、公共の利益を図るためには、土地の収用というのも法律でもって認められているわけですが、その公共性の中身についてはいろいろ議論が分かれるところでございまして、これは弁護団のほうからの準備書面のほうに縷々説明されておりますので、その見解を取りたいと思います。

本件の訴えが提起されたのが平成七年の一二月ですけれども、それ以前の一月四日、知事は原告となっておりました村山総理大臣と直にお会いしていますね。

35

(うなずく)

そのときに基地問題等についての説明はなされていましたでしょうか。

はい。率直に沖縄の事情について申し上げまして、沖縄県の行政の責任者としては、沖縄の置かれている状況からして、そしてまた将来の沖縄の、若い子供たちが、将来、夢の持てるような沖縄をつくっていく上からも代理署名には応じることはできませんということを率直に申し上げまして、そして一日も早く沖縄のこの苦渋に満ちた基地の状況というものを改善していただきたいということを改めてお願いしました。

36

そのとき、総理は何か沖縄の基地問題に対して、何らかの理解は示してありましたでしょうか。

はい。総理は、非常に理解のあるお言葉がありまして、そしてアメリカのほうに対しても沖縄の住民の気持ちを率直に自分が話をしたと、それから今後とも、また話をしていくということ、そういう趣旨のことをおっしゃっ

裁 判 所

37

ていました。

知事に対して職務怠慢ということですけども、沖縄県、あるいは沖縄県議会、あるいは各市町村、特に県と県議会というのは、毎年、何度となく国に対して沖縄の基地問題に関する改善要求、決議、要求行動をやってきておりますよね。

はい。

38

そういったことに対して、国は誠意を持って応えてないという実情があるわけですよ。

まあ、これはちょっと言いづらいことですけども、率直に申し上げたいと思います。私は三〇年ほど沖縄研究をやってまいりまして、明治以来のずっと沖縄の歴史、経済、政治、社会、教育問題というものをやってきたわけですが、その間に、やはり沖縄に対する中央政府の処遇の仕方は納得できないところがあるなあという感じを絶えず持っておりましたけれども、例えばこの基地問題についても、戦後に起こったいろんな事件を振り返っ

てみますと、沖縄で事件が起こった場合の解決の仕方と、本土で似たような事件が起こった場合の解決の仕方が随分違っているというふうに思っています。それはどういうことかといいますと、本土で事件が起こった場合に、非常に早く、素早く解決のめど付けがされると、手が打たれるということを実感しています。一つの例を申しますと、一九六八年だったと記憶しておりますけれども、九州大学の建設中の電子センターに米軍のファントム機が墜落した事故が起こりました。そのときに当時の九州大学の水野学長を先頭にしてですね、板付基地の撤去を要求しておりましたけれども、これに対して当時の首相はすぐに対応するというような形でやりまして、それで復帰の年の、つまりそれから四年くらい経ったときには、もう、板付基地の九五パーセントくらいが、すぐに米軍の手を離れて日本のほうに返されたと、そういうふうな、事故が起こったらすぐに対応しているわけですが、沖縄の似たような事故、例えば宮森小学校で、一九五九年にジェ

表 半 月

ト機の墜落事件がありまして、一七名の子供たちが死んだと、児童を含めて死者が出て、一二〇名余りの傷害があったわけですが、そういう事件の後に県民が是非とも基地問題を解決してほしいと市長へ要請したわけですが、先ほど来申し上げているように、ほとんど前進していないという実態があるわけなんです。その辺りがもう少し、政府の側が沖縄の問題について自らの問題として真剣に取り組んでいただければ、もっと違った対応が取れたんじゃないかというふうに思うわけですが、残念ながらこれまで申し上げたようなのが実態でございますので、それで非常に残念に思っているところです。

知事の地方行政に関する所見をお聞きますけれども、まず、憲法によれば地方行政は、地方自治の本旨に基づいて行うというように規定しております。知事はこの地方自治の本旨を行政運営にどのように反映させるべきだというふうにお考えでしょうか。

二期目の公約の中に、地方自治の画一を図りたい、ということをお願いしておりますけれども、それは近年ですね、日本国憲法で新たに、明治憲法、帝国憲法にはなかった地方自治というのをあえて加えているということは非常に重要だと思いますし、それから近年、地方自治を求める声というのが非常に高まってきておりまして、ご承知のように地方分権推進法という法律もできたわけですが、地方の問題について一番詳しいのはやはり地方の市長でございますので、本来の意味での民主的な政治をするためには、地方自治体の権限というものを、自主性というものをもっと従来以上に強化していったら、そして地域住民の日常的な生命と暮らしを守るという仕事に主体的にかかわっていただけるようにすることが分かりやすく言えば地方自治の本旨だというふうに私は理解しております。したがって私自身の公約の中にも地方自治の確立ということと、それから第一期目の公約にありましたように、日常的な県民の命と暮らしを守っていくという、そこに非常

表 半 所

に重点を置いております。ちなみに先ほど九州大学の事件のことを申しましたが、その後、朝日新聞が社説を書きまして、政府は安保条約というのを金科玉条にして、そしてひたすらに軍事優先のことばかりに目を向けているけれども、その日本の安全と平和を守るという安保条約が日常的に市民に恐怖感を与えたり、市民の生命を脅かすようなことは矛盾ではないかという趣旨の論説を書きまして、安保体制というのであれば、もっと市民の日常生活の面への配慮というものが是非とも必要だということを論説で書いておりまして、私は正に今の沖縄の状況というものがそれだと思えますね。安保条約というのは日本国民の生命、財産を守ることですが、我々沖縄の県民も日本国民の一部でございますから、その日本国民の一部である沖縄県民の日常生活において、生活の場における基本的な人権の侵害の問題とか、つまり財産権の問題とかですね、あるいは平和の問題とかですね、そういう面で、更には嘉手納基地のように、町のど真ん中に

あって、日常的に市民が恐怖の念を持っていると、いつ、事故が起こるかという形で恐怖の念を持っているということはですね、これは矛盾ではないかという気がします。ですからそういった面を是非とも配慮していただきたいというふうに考えています。

本件は地方、沖縄県の利益、あるいは立場というのと、国の立場の違いが顕著に現れている事例ですけれども、ともあれ原告は基地提供義務は条約上の義務であり、極めて公益性が高いというふうな主張を本件ではやっております。一地方の知事である沖縄県知事は、今の原告の考え方、極めて公益性が高いというような条約義務、条約の義務履行は極めて公益性が高いと、沖縄県の県益よりもはるかに超えるんだというふうな、こういった主張をしておりますけれども、これに対してどのような考えですか。

私は、沖縄の現状というものは絶えず沖縄の歴史的な背景に照らしながら未来を見据えながら考えているわけなんですけれども、繰り返しになります

裁 判 所

すけれども、私が今回取った態度のほうが、処置のほうが、むしろ国益にも究極的にはつながっていくと、つまりここでいう国益と県益の対立するものは、国は日米安保体制の堅持ということで、要するに日米の将来にわたっての友好関係を強化していくためには、土地の強制収用が必要だと言われるわけですけれども、私は逆に大局的に見ますと、沖縄の基地問題の解決というものが、むしろ国益にもつながっていくと、日米友好関係そのものが逆によくなっていくんじゃないかと、したがって私は県議会でも、絶えず、そういった今の軍事同盟的な色彩の非常に強い安保体制を、もっと友好関係、友好、経済問題、文化交流的な側面に変えていくのが望ましいということをおっしゃいますけれども、そういった立場から考えていきますと、まあ、私は公共的な意味から言いますが、むしろここできっかりと、この従来のいびつな状態というのを正して、そして来るべき未来に向けて、より建設的な、発展的な形のものをつくっていくことのほうが望

ましいというふうな認識に立っています。

私の質問、最後になりますけれども、先だってハワイ州知事でしたでしょうか、基地は大いに歓迎と、基地が来れば経済も豊かになるというような、そういった所見が確かあったように思ふんですけれども、この基地と経済、非常に密接な関係があるんですけれども、どうして沖縄は全国最下位、要するに全国一の貧乏県ですと通しているんでしょうか、知事はそれをどのようにお考えでしょうか。

まあ、この問題はいろいろ理由があると思いますし、一言で簡単に申し上げられないと思いますが、現実的には基地がこれだけあるとすれば、沖縄の経済というのも、もっともっと他県に比べて最下位というような域を脱することができんじゃないかというのが常識的に考えられるわけですが、現実はそのようになっていないわけですね。これは一つには沖縄は製造業的な産業がないということと、それから砂糖きび産業が沖縄の産業の基幹産業であつたわけですから、これが非常に自由化の問題で収益がぐっ

裁 判 所

と減ってきていると、農家の手取りも非常に少なくなっているし、農家の高齢化が進んで、砂糖きびを作っていく仕事を離れる人が多いということとかですね、そういった基幹産業そのものが非常に弱くなっていると、それと製造業というのができないと、沖縄は水がないし、電気料が高いしということ、本土からの企業誘致もうまくいかない、それから自由貿易地域をつくったんですけれども、これも政府サイドは、一つの国に二つの制度をつくるのはいけない、つまり沖縄の自由貿易地域に、シンガポールとか香港に見られるような関税の問題とかが特定措置として与えられていればいいわけなんです、ほとんどそういう特定措置というのはないわけですね。したがってこの自由貿易地域もうまくいってないと、それから先ほど来申し上げているように、製造業がないものですから、雇用の場がないというような形になっているし、それからもっと分かりやすい例で申しますと、かつて沖縄の経済は基地産業といわれるほど基地に頼っていた時期

がありました。一説によりますと五〇パーセントを超えるほどの基地からの収入があり、他県の産業の五〇パーセントを超えるほどの収入があったと言われておりますが、そのころは地元の基地で働いている従業員の数は約四万人ほどおったわけです。ところが今は七九〇〇人程度ですね。それから基地から入る収入というものが、県の産業に占める率というのは、確か復帰のときは一七パーセントくらいあったと記憶しておりますが、それが今では五パーセント程度に落ちているということで、基地の収入はそれでも非常に大きいわけですが、しかし、沖縄の労働者というものが、戦後ずっと基地で働くしか働く場所がないというような、戦後の間もないころの状態がありました。それから基地に勤める人が、基地に頼って生活する人が非常に増えてきましたが、基地というのは人間の暮らしに結びつく生産の場にはなり得ないわけですね。防衛体制をつくる意味でいろんな仕事はありますけれども、しかし、それはどちらかというと、戦争に備えるも

裁 判 所

のであって、人間の暮らしに直に役立つような収益を上げる場所じゃないわけなんですね。そういった面で沖縄の県民の所得というのはもろもろの要素が重なって、残念ながら全国最下位をずっとたどっていると。全国平均の七〇パーセント、一番ピーク時に、数年前に七二パーセントまで所得が上がったことがあります。ところが今は七〇パーセント程度に落ちておりまして、これは今日的なものだけじゃなくて、実は明治のころから、廃藩置県からずっと県民の所得が全国平均の六〇パーセント台だったわけです。それが約、戦後の数年前になって七〇パーセントを超えたというのが事実でして、そういった意味からいっても、構造的に沖縄が自立的発展ができるようなものがないと、そういう仕組みになっていないと、したがってそういったことから我々としては、その構造的なものから抜け出して、もう少し自立できるような経済をつくっていかうということで基地の整理、縮小、返還というのを求めているわけですね。

被告代理人（池宮城）

（以上 永井 頼信）

42

前般の質問で、知事は、ご自身の沖縄戦における戦争体験と、その後五〇年間この基地の重圧に押しつぶされた沖縄の実態を語る証言いただいたんですが、知事から見られて、沖縄県民が、沖縄戦やその後米軍の二七年度の軍事支配、そして復帰後二四年になるんですが、県民が戦争についてどういう思いを持ってきたか、知事の研究、そして行政の長として携わってる視点から、繰り返しになると思いますが、もう一度県民の立場からご証言いただきたいと思っています。

県民の思いというのは、いろいろな表現の仕方があると思いますが、基本的には、歴史的な背景とか、それから基地の実態、現状、それから未来にわたっての懸念とでも申しましょうか、そういったものからして、これまで沖縄が日本本土の繁栄のために犠牲になったという受け取り方が相当一般的に浸透しているように私は認識しています。これは、例え

裁 判 所

ば、復帰のときに復帰運動が実る寸前に沖縄の相当のリーダー的な沖縄人の沖縄をつくる会とか、そういうものを作ったり、あるいは、沖縄の若者たちが反復帰論を唱えたり、そして復帰すること自体に対して第三の琉球処分だといったり、そういうことで非常に反発したことがあったわけなんですけれども、先ほど来申し上げておりますように基地の在り方そのものが、安保体制が重要というのであれば、沖縄の人々も責任を担ってきているし、また今後も何十年となく担われるわけだから、沖縄の人にも平和の配当というのを受ける権利があるんだと、それを沖縄だけに過重に負担させるというのは、差別的な処遇じゃないかというのが、先ほど申し上げましたように私のところに来た手紙、それから新聞の投書なんかを読みますとそれが非常にはつきりするわけなんです。で、行政の責任者として、私が一番そのことを遺憾に思います。ですから、私は、総理に対しても率直に、沖縄の人たちが差別されているという印象を持つような事

態はぜひとも改善していただきたいと、これは県民感情を一番刺激することになりますから、どうかそこは特段のご配慮をお願いしますということ
で申し上げてきたわけですが、アメリカの政府高官に対しても、率直にや
つておりまして、その点については、アメリカ側のほうが非常に理解があ
りまして、ご承知のように沖縄には犠牲をかけているということは何度も言
つておりますし、それからアメリカの高等弁務官時代といういびつな時代
においてさえも、歴代の高等弁務官がアメリカの議会で証言してるのを見
ますと、沖縄の人たちの暗黙の協力があるからこそ我々は沖縄に基地を維
持できるんだという趣旨のことを、繰り返し繰り返し言っていて、しか
も、沖縄の人たちには大きな負担をかけているということを言ってるわけ
ですね。沖縄戦のときも、率直に申し上げて、沖縄に進攻してきた米軍の
軍隊は延べにして五四万八〇〇〇人、それに対して沖縄の守備軍はとい
ますと、地元から動員した防衛隊とか、あるいは、学生隊なんか含めまし

義 勇 隊

て約一万人しかないわけですね、そうすると、とても勝ち目はないわ
けです。いろいろ調べてみますと、東京の大本営のほうでは、最初から勝
ち目はないというのを知っていたという記録があるわけですね。これは、
当時の入原参謀という沖縄戦の作戰参謀をした人や、それから日本の軍隊
の歴史を書いた伊藤正徳という人なんかの記録にもはつきりと出ておりま
すけど、そういう勝ち目のない戦争で、しかも、米軍が沖縄に上陸した
ら、沖縄は玉碎するしかないというふうに考えていたにもかかわらず、あ
えて沖縄戦を戦わしたのはどうしてかといいますと、その当時、日本本土
の守備体制は六〇パーセントしか出来上がっていないわけです。ですが
ら、一日でも長く米軍を沖縄に引き止めておくという作戰を立てて、それ
が結果として住民を巻き込んで、人口の約四分の一程度の犠牲を払わせる
というふうな事になったわけですね。ですから、そういう背景があるも
のですから、沖縄は絶えず本土の繁栄のための犠牲にされていると、その

手段に供せられているという、そういう思いがいろんなところで出てくるわけですね。ですから、行政の責任者としてはそういうことをあらしめてはいけないと、県民が、平等に日本国民として誇りをもてるように、そして、自らの人生をきちつと主体的に作っていけるように保障していくのが行政の責任者だという考えを持っておりますもんですから、そのような県民の心の底にくすぶっているうっせきした気持ちというものを、何とかきちつと解消していく必要があるというふうに考えております。

この米軍の基地の持つている戦略的な意味から、例えば、沖縄の基地が朝鮮戦争、ベトナム戦争、台湾戦争と、その都度米軍の世界戦略の拠点として使われてきているわけですが、そういう基地があるうえ、米軍基地が県民にとって、いわば強制的な加害者の位置に県民が位置付けられてしまっていると、そういう思いもいろいろあるようですが、その辺りの視点からどうお考えでしょうか。

沖縄から米軍が出動して爆撃機がベトナムの民間を爆撃するとか、あるいは

裁 判 所

は、朝鮮戦争において朝鮮で爆弾を落とすとかそういうこと、あるいは、台湾戦争で、沖縄から飛び立った米軍機が作戦を遂行するということによつて、結果として、沖縄の人たちが自らの意思に反して加害者の役割を背負わされているということに非常に苦い思いを抱いているというのは、これは事実でございます。ですから、そういう、繰り返して申し上げておりますように沖縄の人々は武力でもって事を解決するというのを好まない、明治の廃藩置県のころの松田道之という処分官が書いた記録なんかを読んでも、沖縄には武器もないし、また、武力を好まない。沖縄の反乱を恐れて沖縄に兵隊を連れてこようとしたんですけどね、すべて文化的な、文武でもってやっているから、そんなに沖縄の人は武力というのは持っていないからたくさん軍隊を持つてくる必要はない、というようなことなんか書いてましてね。ですから、そういった意味でも、非常に、武力で事を解決するというのは好まないという面がありますので、そ

ういった意味からも、二度と戦争を繰り返さないというのと同時に、戦争と結びつく一切のことを拒否するというのが、戦後の沖縄の人たちの公然と発言している声だったわけですね、最近では、その声もだいぶ小さくはなつてきておりますけれども、私はそういう背景が、まだ、戦争を生き延びた人々の気持ちの中に残っていると考えております。

こういう沖縄の戦後五〇年の実情を詳しくご証言いただいたんですが、それにもかかわらず、国は、総理大臣が原告であるこの裁判において、今後沖縄の基地を提供していくその公益性についてこういうことを言ってます。沖縄は、複数の島々からなり、アジア大陸に近く、日本列島の最南端に位置しているから、日本の安全に寄与し、極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するという日米安保条約第六条の目的を達成するための地理的条件を満たしていると、したがって、沖縄の皆さん、今後とも我慢してくださいと、それこそ公益だということを主張なさっていますが、これは知事の立場から容認できる主張でございましょうか。

裁 判 所

率直に申し上げて、そういう発想というのはたいへん残念に思います、言葉を変えて言えば、基地と今後とも共存しなさいという意味だと思いますが。あんまり歴史的なことに触れたくはないんですけど、沖縄の歴史を振り返ってみますと、いろんな人為的な災害に対して、これを宿命かのように世の指導者たちは絶えず県民に言っておったわけです。それで、何かあると、これは沖縄の地理的な地政学的な面からこの不幸はやってきてるんだと、そういうことを言ってるわけですが、地政学的な意味からする立論に対しては到底納得できません。これは、学問的にみても納得できない点ですし、行政的な立場からも納得できません。それは、私は、アメリカの政府の高官にもはっきり言ってますけどね。皆さんは、かつては、フィリピンの基地をアメリカの世界戦略にとって、あるいは、アジア戦略にとって不可欠の基地、絶対に欠かせない基地だということをいったと、致命的

なほど重要な基地だといったと。しかし、フィリピンの基地がなくなつて、それで致命的な基地がなくなつたらアメリカのアジアにおける安保体制そのものが大きな打撃を受けるといったけれど、何の打撃も受けてないじゃないかと、現実には、むしろ、みんな喜んでるじゃないかということをしてるわけですけどもね。その地政学的な面から沖縄の基地の存在をいうんでしたら、これは到底納得できません。例えば、今、北朝鮮の脅威とか、中国の脅威ということをやつてますけど、地政学的に言えば、むしろ本土の九州辺りのほうがずっと北朝鮮に近いわけですし、それから、中国に対しても対応できる最も便利な場所に占めてるわけであつて、沖縄が地政学的にというのは、これはこじつけにしかすぎないと思いますね。

45

今回の裁判で、被告弁護団は知事が拒否したことが憲法のレベル、例えば、憲法一四条では、すべて国民は法の下に平等で差別されないとうたっていますが、そ

裁 判 所

の憲法の平等原則に照らしていかがお考えでしょうか。

今回の代理署名に応じないということが、ある人々から言わせると安保体制に危機をもたらすと、安保体制を否定するものだということをいつておるわけです。しかし、私などは、安保体制、安保を放棄しろとかということとはいつてないわけですね。沖縄の過重な基地を一つ一つできるところからきちつと縮小していつて、最終的には、基地のない平和な沖縄にしてくれということを申し上げているわけです。そうすると、先ほども申し上げましたけれども、沖縄の人たちがこれほど反対してる基地ですけども、過去五〇年間沖縄の人々は、政府の、今問題になつてゐる安保体制に協力を余儀なくされてきたわけです。もちろん進んで協力してきた人もおりますし、中には、協力したくないと思つても経済的な問題、その他の問題から協力を余儀なくされた人たちもいるわけです。現在、安保体制がそれほど重要だというのであれば、どうしてその責任を全国民で負担しないのか

と、基地から発生するしわ寄せの部分だけをおつかぶせる形で弱い立場にある沖縄のようなところに押し付けていくと。そして、沖縄の状況というのは、遠く離れてもいますし、本土からなかなか見えないわけですね。そして、また、見ても、見れども見えぬという側面もあるわけなんです。ですけど、我々が、沖縄の基地を整理縮小してほしいということが安保の否定につながるとすれば、先ほど申し上げたように、沖縄の基地を本土に分散させるということも米軍ははっきり言ってるわけですから、それを拒否してる本土の皆さんはじゃあ安保を拒否してるかということ、私は必ずしも安保を拒否してるとはいえないと思うんですね。ですから、そういう意味で、沖縄だけが過重にしわ寄せされる形で基地の負担を強いられている、あるいは、余儀なくされている状態というのは、地方自治の立場からいっても、憲法のいろいろな規定からいっても是正すべき非常に大事なことだというふうに認識しています。

裁 判 所

46

また、憲法の別の視点から見ますと、今回の強制使用手続は財産権の問題とも絡んでいるわけですが、その憲法に保障された財産権の観点からはどうとらえていらっしゃるのでしょうか。

財産権の尊重ということとは、これは憲法の規定にもありますから当然のこととして、ただ、その財産権との関連で一つ申し上げておきたいことは、沖縄の人たちの土地に対する執着心ですね。これは先ほども申し上げましたけれども、私は、余計なことを申し上げるかもしれませんが、沖縄の一九五〇年代の土地闘争というものは、基地のない離島の島々も含めて、島ぐるみの闘争と言われるほど全島民が立ち上がったわけですね。これは、私は、単なる反米的なものじゃなくて、土地に対する愛着が非常に強いということ、文化の問題だと思うんですね。つまり、沖縄の人々にとっては一坪の土地、あるいは、小さな二坪の土地でも、これは祖先が大事に残してくれたかけがえのない遺産だといえます。更にこれを大事に残していこ

うというような、そういう思いのあるものなんですね。例えば由緒あるの琉球王国の王家のあった首里ですね、そこで、私などが、戦時中、戦前、土地を貸してくれと、あるいは、売ってくれというと、それだけで怒るぐらいのそういう状態だったわけですね。ところが、アメリカの文化というのは、一か所からよそへ、次から次へと移っていくモビリティと英語で言ってますけれども、移動性の文化というのがアメリカの文化の特質の一つになっているわけです。ですから、自分の土地でニューヨークに土地を持つてた人がそこを高く売れるということと簡単に売つてすぐにサンフランシスコ、西部に移るとかということが出来るわけです、ですから、移動性というのがアメリカの文化の特質ですから。それと、金目でもって解決すればいいじゃないかと非常に簡単に考えるわけですが、沖縄の人たちは、今言つたように土地は金で売るものじゃない、それから、人に渡すものじゃないという意識が非常に強いもんですから、そういった文化的な違い

裁 判 所

が、この違いを認識しないで、米軍が、金さえ払えばいいじゃないかという事で土地を強制的に買い付けようとしたり、土地代を一括払をしようとしてやったことが、土地闘争の大きな燃え上がりにつながったわけですね。ですから、そういった面からいっても、財産権というのは、これは私の基本的な考えでは、人間が生存していく基盤をなすものが財産だと思ふんですね。ですから、その財産権を否定していくと、人間の生来の権利として持っている基本的な人権そのものを否定されるということになりはしないかと。少なくとも、個人個人の、今の日本の制度における財産権の尊重というものは非常に大事にすべきものであつて、仮に法律でいってる公益のために強制使用もできるというようなこともいわれるわけですが、その場合の公益というものは、今いった意味で基本的に人間の生命、人間が生きていく基盤を奪いかねないような要素を持つてるので、それを収用する場合には十分に納得のいくような手続を経て、そして、可能な

限り地元のその地主の所有権者の理解を求めていくというのがあるべき姿じゃないかというふうに思うわけですが。大変残念ながら、これまでの沖縄の土地収用のあり方は有無を言わさぬ形で、俗に県民がよく言ってる銃剣とブルドーザーで奪ってきたというような、そういう背景がありますので、せめて復帰した後の日本国憲法が適用された後では、憲法の趣旨からいっても、もつともっと大事な形で、手続をきちつと踏んで、公益という中身についても十分に議論を重ねたうえで、地主の納得のいくような形、少なくともその努力は最大限にやるべきだというふうに考えています。

先ほどから、沖縄の基地のいろんな問題をご証言いただいたんですが、我々は憲法的な視点から今回の強制使用、これまでの強制使用を含めて、憲法で保障されている生存権の否定につながるんだということで我々弁護士は主張してきていますが、その観点からお考えをお聞きたいと思います。

一九五三年ごろの、いわゆる土地収用の形というのは、農民の土地を強制

裁 判 所

的に接収して、そして先ほども申し上げましたが、行き先もないような人たちが随分出てきたわけです、土地を取り上げられて生活の手段を失った人たちが。そういうことに対して、どういうことをしたかといいますと、政策的に、その土地を奪われた農民たちを集団的にボリビアに移民をさせたわけですね。それでボリビアに移民していった県出身の人たちは、文字どおりジャングルを切り開いてそこで生活するという大変な苦勞を重ねてきたわけです、先だって私はそのボリビアのほうへ行きまして、県民のその苦勞の跡をたどってみたわけですからね。これは、自らの生まれ育った土地で生活をしたというのは、何人も基本的な生き方として非常に大事な点ですけどね、今のようには有無を言わさぬ形で土地を奪って、しかも、その沖縄内部に住まわせるんじゃないやなくて、内部に住まわせようとしてもそのゆとりがなかったわけですから、それで、集団で国外に移住させるというような、そういう政策を、アメリカ側も琉球政府も日本政府も含め

て実際にとつてきたわけです。ですから、私が先ほど来自立自立ということと言つてゐるのは、自らの一生涯のことを決めるのに、自分の力で決めることはできずに、すべて頭ごしに政府サイドで自分の運命まで決められてしまうという、その在り方というのはいかなものかという気が非常に強くしまして、行政の責任者としてはできるだけそういうことを防いでいきたいと、そして、自ら生まれ育つたそれで生涯をおくれるように可能なかぎり努力していくのが私の立場だと思ひますが。しかし、今のよう形で強制使用が今後もうつと続くとなると、先ほど申し上げましたように、雇用の拡大の問題も到底厳しくなつてきますので、また国外に移すとかとというようなことにならないのかという心配もありますしね、その辺りは非常に懸念するところです。

米軍基地に起因して過去に様々な事件が発生しているわけですが、例えば、嘉手納基地周辺の六か市町村の住民の方々、それと普天間基地の周辺の皆さん、この

48

裁 判 所

五〇年間米軍の爆音に悩まされて、また現実に嘉手納の地域住民の九〇七名の方は、夜間、せめて静かな夜だけでも返してほしいと、夜の七時から翌日の午前七時まで、せめて人間らしい安眠の生活を与えてくれということで裁判をずっと継続してゐるわけですが、両基地の爆音、これは爆音公害といつてもいいでしょうが、そのへんを、地域住民にどういう影響を与えているとお考えでしょうか。

今の人間らしい生活というのは、夜は、安らかに眠つていけるというようなそういう問題も含めてだと思いますが、現実には、爆音公害と今いわれたように非常に厳しい状況になっております。私は、一般市民の爆音による公害についても非常に懸念しておりますが、もっと懸念してゐるのは、学童たち、教育を受けてゐる児童生徒たちが爆音によって授業が中断されるといふような統計が出ていまして、それで、小学校の場合ですと、六年間で四〇〇時間から五〇〇時間近く授業が妨げられると、これは、義務教育の中学まで入れますと、その過程でほぼ八〇〇時間ぐらいの授業が中断され

るといふような記録もあるわけなんです。そうしますと、今、普天間飛行場、嘉手納飛行場の周辺には学校がたくさんあります。例えば、普天間飛行場を例にとりますと、クリスチヤンスクールという外国系の学校も入れますと、一六校の学校が大学から小学校まで普天間基地の周辺にあるわけですね。そうしますと、単に危険の問題だけじゃなくて、その爆音による公害というのでも決して無視したり、軽視したりすることのできないほど深刻なものと思つてます。今、県では、これが現実に人々の心身にどのような影響を与えているかということとを二年計画で調査してる最中でありまして、それは、心配してるから、そういう調査もよいいな予算を組んでやらなくちゃいけないという形になっているわけです。

こちらの資料では、例えば、一九九四年度、嘉手納飛行場周辺と普天間飛行場周辺で環境測定をしたわけですが、まず、嘉手納飛行場周辺では二三測地点中九地点、これは、三九パーセントにのぼるんですが、そして、普天間飛行場では一二

裁 判 所

地点中九地点で環境基準を上回った結果が出たということで、これは県の調査のようですが、そういうことは部下からご報告を受けたことはありますか。

はい。私もそのような報告を受けました。

米軍基地を抱えて悩んでいる地域は沖縄以外にも厚木飛行場、横田飛行場と、皆さんもずっと騒音に悩まされているようですが、その両基地については、既に飛行制限の日米合同委員会における協定がなされているわけですが、沖縄にはまだこれはございませんね。

(うなずく)。

それについて、県はこれまでどういう政府に対する要請、あるいは、取組をなさってきたんでしょうか。

この種の基地から派生するいろいろな悪影響については、具体的に事例を挙げまして日米両国政府に繰り返し繰り返し要請してきたわけですが、今ご指摘のように横田とか厚木とか、本土における飛行場の場合は爆音防止

協定というのをきちつと米軍との間で結んでいるわけなんです。ところが、残念ながら、沖縄ではそれが結ばれていないと。ですから、この辺りが県民の感情を必要以上にいらだたせているわけですね。つまり、先ほど申し上げた、差別的な処遇じゃないかというようなことの一つの要因になっているわけでありまして、これは残念でなりませんので、今回の沖縄基地問題協議会、つまり、政府サイドと県サイドとが基地問題について協議をする場が閣議決定されて設置されておりますけれど、そこでもぜひとも爆音の防止協定を県民の意向に添う形で、つまり、横田とか、厚木とかとは飛行形態が違いました、もっと沖縄のほうはひどい状況ですので、その飛行時間についても、必ずしも横田とか厚木並でなくて、沖縄なりの実情に照らして協定を結んでほしいということを要請しております。

それは、具体的には、夜の七時から翌朝午前七時までの飛行を原則として飛行離着陸の差止めと、そしてエンジン調整等の、そういう要請としてなされているわ

52

裁 判 所

けですね。

そうですね。時間的にもそうですが、特に昨年アメリカのほうへ嘉手納の町長も一緒にしましたけれども、海軍の駐機場があまりにも民間地域に近くてとても堪えがたいから、この海軍駐機場を空軍の駐機場に移してくと、移動させるだけで問題は改善されるからということで、この点についても政府のほうにも特別にお願いしてございます。

復帰後、現在まで米軍基地の事故が一二一件と数字が挙がっています、それと、また、パラシュート訓練による事故も相次いでいるわけですが、その過去の事故について、知事が大変重い事故として受け止めているようなものを二、三挙げていただきたいんですが。

おそらく、沖縄の人たちが、去る九月に起こった不幸な事件のニュースに接した場合にすぐに思い出したのは、一九五五年に起こったいわゆる由美子ちゃん事件ではないかと思えます。六歳になる少女が暴行されて、しか

53

それから、この米軍の演習が沖縄の自然を破壊していることもこれは争いのない事実だと思います。例えば、喜瀬武原ですね、の実弾演習ですが、それについて知事のこれまでとられてきた対応をお聞かせしていただきたいんですが。

実弾砲撃演習は何としてもやめてほしいということで、現地の司令官にも私自ら掛け合いましたし、それからアメリカの政府に対しても、また軍部に對しても、それから沖縄の現地の四軍調整官に対しても、繰り返し繰り返し要請してきたところです。しかし、ほとんど効果はないわけですが、最近ようやく少しは変わりつつあるかなという印象は持っておりますけれども。一つには、恩納岳というのは、恩納ナビーという有名な沖縄の歌人が歌を作って、民謡の先生に言わせると、それこそ神聖な山だと、つまり民謡、古典なんかに恩納ナビーの歌とかがうたわれるということで、そして民謡の先生たちはここを非常に大事にしてるんだと。私は、一度民謡の教師から県は何をしてるんだということですからごく怒られたことがあります

裁 判 所

して、恩納岳に砲弾を打ち込むというのは我々の心の中に砲弾を打ち込むのと同じだということを言われましてね、やったんですが。そういうことは別にして、自然破壊がひどいです。それは、その近くに学校がありまして、学校の教育では自然を大切にしようということというわけですが、目の前では自然破壊をもう露骨にやっているわけですね。それから、もう一つは、危険の問題ですね、一〇四号線の県道を封鎖してやるという人命にかかわる問題がありますし、それから、これまた非常に難しい問題是不発弾の処理の問題です。これまで約四万発の砲弾が打ち込まれたといわれておるんですが、これは砲弾だけでして、そのほかの機関銃弾とかそんなのは入っておりませんが。去る沖縄戦のときに米軍が投下した不発弾を、今、我々は奥単位の予算を使って毎年処理しております、これは戦後五〇年間処理してきたわけですが、まだ各地に沖縄戦のときの不発弾が残っております、これを完全に処理するにはあと四〇年から五〇年かか

るといわれているわけです。ところが、この恩納村の一〇四号線沿いの演習は、仮に明日やめたとして、いったいそのあとの不発弾の処理を、当然国の責任になるでしょうけども、どれだけの予算をかけて何年の期間をかけて処理できるかと、これはもう行政にとつてはそれこそ表現のできないほど重大な問題でしてね。なぜそういうことを述べるかといいますと、ハワイの無人島で実弾砲撃演習がありまして、地元の住民の反対で中止されたわけですがね。今、その不発弾の処理に四億ドルの予算を組んでいるが、これを表面から二メートルぐらいのところまで掘り下げて、更にそれを深く掘り下げると、四億ドルじゃなくて二〇億ドルの費用がかかるところが、予算がないもんだから、それは放置されたままだということ、なかなか予算執行できないということとをこの間聞きまして、ハワイの知事さんとも話したんですがね。更に問題なのは、地表から三メートルまで掘ったときには二〇億からの予算がかかるとして、その下にあるものは、万

裁 判 所

一この土地が返されてそこに住民生活が営まれるようになったときに、万一事故が起こった場合にその補償はだれがやるのかという問題ですね、今非常に困っているという話をしていますね。我々の場合にも、現実問題として、本当にこの県道一〇四号線の実弾演習の不発弾の処理をどういう形でできるかということ、これは次にくる非常に大きな頭の痛い問題でしてね。こういう意味からいっても、是非とも実弾砲撃演習はやめて欲しいということ、日米両国政府に私は繰り返し繰り返し要請してきたところですよ。

先ほど、少しお話していただいたんですが、昨年九月に大変痛ましい少女の事件がありました、そのときに、県民大会で知事がそこで述べたことと、そのときの知事ご自身、そして知事としての公的な立場と、どういう思いで事件を受け止めたんでしょうか。

私は、最初のほうで申し上げましたけれども、行政の責任者としての一番

第一義的な仕事というのは、県民の命と暮らしを守ることにだと思います。暮らしを守るということは、先ほどの平和的な生存権の問題だとか財産権の問題も当然含まれるわけですが、その中で、県民の命と暮らしを守るというものの中身となりますと、一番大事なのは基本的には、人間らしい生活という言葉が出たんですけれども、基本的な人権が保障されるようなことだと思ふんですね。ですから、行政の責任者として一番大事にすべきことは、人々一人一人の基本的な人権を大事にすることだと思いますけど、今回の不幸な事件はそうした行政の努力にもかかわらず少女の基本的な人権を奪い去ってしまった。それに対して、本当に真つ先に考えたのは行政の責任者として申し訳ない、被害者本人とご家族、あるいは、学校の同期生、先生方、更には、県民に対しておわびのしようもないということとで、県は県民大会を主催したわけじゃないんですけれども、私はたまたま招かれましたので、外国へ出張しておりましたが、その帰りにそのまま

表 半 月

そこに立ち寄って、真つ先に、今申し上げたように、少女の人権さえ守ることができなかったのをお許しくださいということでおわびしたといううなの、基地沖縄の実態だと思います。

(以上 瓜生 恵子)



57

このように、七五パーセントの本土の皆さんが引き取らずに沖縄だけに押しつけてきた基地、この基地が五〇年間存在してきたんですが、この過重な基地が、いったい県政において、どういう支障を生じているのかご証言いただきたいと思えます。

県は将来に向けて、これまで県民の生活が安定するようにということである方策を実行してきました。先ほど申し上げましたように、国も県に對して特別の配慮をさせていただいて、第一次振計、第二次振計、第三次振計というふうに、国による振興開発計画も作っていただいて、そのための予算もいただいたわけです。復帰して今日まで四兆三〇〇億という巨額の金を国が沖縄の復帰のために投下してくださったおかげで、港湾とか道路あるいは学校の建築物とか、そういうものは非常にようになっておりますけれども、話が若干それますが、我々が基地を整理縮小してほしいと要請してる傍ら、米軍基地内では次から次へと新しい永久建築物がいわゆる思

裁 判 所

いやり予算で造られておりまして、現在のおもいやり予算というのは、ほぼ県の年間の予算に匹敵するような額になってるわけですね。そういうことを考えますと、どうも県民が自ら納めた税金で、削減してほしいと願っているその住宅とか米軍の施設を造っているような側面もありまして、新聞の投書なんかにもよくありますように、これは非常にいびつな事態ではないかというふうに県民自体が考えておりまして、そういうことで、行政のほうにしょっちゅう抗議申込みがありまして、我々としても、どういふふうな形でこの問題を解決したらいいかということで、日夜頭を悩ましているところが実際のところでございます。

58

本来なら沖縄の基地がなければ、あるいは他県並みにそれほど広大な土地を占めていなければ、基地に對応する県政が煩わされなくてすむという面もあると思いますが、現在、沖縄の県政で、この基地の対応にどの程度の対応をせざるを得ないのでしょうか。

県の職員で基地問題に従事させるスタッフを他府県とは例のないほど多く張りつけていまして、私は全国知事会とかでもよくこぼすんですが、沖縄の知事の立場として一番残念なのは、行政の責任者として、本来の民生面で県民の医療とか保健とか福祉面で、あるいは産業の振興とか教育の問題とか文化の振興とかという、そういう面にもっと自分のエネルギーと県の予算を使いたいわけですが、ところが、現実には基地問題で、たえず足を引っ張られてしまっているようにいかないと。それから先ほどのご質問と関係しますけれども、大体、今の基地の状況をご覧になったらすぐ分かりますけれども、道路の交通渋滞にしても、国道五八号線のバイパスを造るうにも基地が妨げとなってバイパスも造れない、したがって交通渋滞がひどくなって交通事故がたえず起こってくるとか、先ほども申し上げたように、那覇の港を使おうとしても、これが使えないまま放置されているとか、普天間のように、広大な飛行場跡地を活用して国際的な町づくりをしよう

裁 判 所

として、宜野湾市のほうも県のほうもいろいろと計画を立ててるわけですが、こういうのが実現できないわけです。そうしますと、一番重大な深刻な問題である若者たちの雇用の拡大というのができないという状態がありまして、これが非常に県政に支障を来していると言っていると思います。

そういう沖縄の実情であるにもかかわらず、国は今度の強制使用は、県そして県民が求めている基地の整理縮小に対して、現状どおり沖縄に基地を維持するほうが財政的負担も少ないと、他に移すと膨大な経費がかかっちゃうということで今回も強制使用をする必要性があるということを主張してるんですが、その国の考え方に対して、県は承服できるんでしょうか。

これは金銭的な問題で、よそへ移すと余計金がかかるから沖縄に基地を存続せしめるというような発想それ自体、私は理解に苦しみますね。とてもじゃないですけど、そういう発想は我々の側からは出てきませんね。沖縄では、他人に痛めつけられても寝ることはできるけど、他人を痛めつけて

は寝ることはできないという言い伝えがあるし、沖縄の方言では、かわいそうなんていう言葉はないわけですね。よその苦しみに対して自分の胸が痛むという表現しかないわけです。そういう状況で、これまで五〇年間、沖縄の県民が耐えに耐えてきたあらゆる苦しみにかかわらず、しかも基本的な人権である財産権の問題とかが軽く見られたり、あるいは首をかしげるような形で強制使用されたり、そういう事態が起こってる中で、金がかかるから沖縄は基地を我慢しろというような言い方は、これは行政の責任者としては、到底納得のできる話ではありませんね。つまり国防というのは安保体制が大事だというのであれば、当然、コストもかかるわけなんです。アメリカのペリー国防長官が平和をキープするにはコストがかかるという言い方をしておりますので、だからこそ、日本に基地を置くとアメリカに基地をおくより安上がりだという言い方でもって、基地の重要性を説いているわけですね。そのアメリカ人の言うことなら、まあアメリカ側はそ

裁 判 所

う言うだろうということにもなるわけですが、我々の政府が安上がりだから基地の状態を我慢してくれとか、これまでもおりのことを二一世紀に向けてずっと我慢し続けて共生してくれ、あるいは共存してくれということ、これは痛みを知らない人の言うことであって、自らのウチが自分にそのようなことが起こった場合に、本当にそういう人たちは何と言うか、もし、そういうことだったら、どうして安保体制の責任と負担を自分のほうで引き受けないかというわけですね。人を犠牲にして自らの命の安全を図るとか、こういうことは人間社会ではあってはならないことだと思いませんか。

60

この本件裁判の基礎になっています駐留軍特措法についてですが、その法律について一言どう受け止められてるか考えを聞かせてください。

先ほど申し上げましたアメリカの土地の強制使用というのは、占領軍であった米軍が布令・布告という、憲法なんかに基づかない現地の司令官の、

半ば恣意的な命令でもって、土地の強制使用をやったわけですね。それが復帰したことによって、日本国憲法が適用されて、少なくとも日本国憲法の適用によって財産権の保障とかそういったものが明確にされたわけですが、けれども、しかし、土地の収用に関しては、なかなかそれが思うようにはなくて、今のような復帰後も強制収用という手続によって、土地が使用されてきている状態にあるわけですね。この特別措置法というのは、私の記憶に間違いがなければ、これは、本土の側ではできてから三〇年あまり使われなかった法律なんですね。それが沖縄では一九八二年ごろからそれを適用されるようになっていて、そもそもこの法律ができたときにはまだ沖縄のほうは米軍の占領下にあって、国政参加、県民の代表を国政の場に送ってもいなければ、県民が直接にこの法律の成立にかかわったわけではないわけですね。それが憲法のようないい法律ですと、かわらなくともそのことによって恩恵を受けるわけですが、このような土地の強制収

裁 判 所

用を容認するような法律が、本土にも適用されていない法律が、特に沖縄に限って繰り返し繰り返し適用されると、先ほど来申し上げておりますように、沖縄の県民感情がまたおれたちは差別されるのかというようなことになりかねませんので、この辺は是非避けていただきたいと、少なくとも本土で適用してるならいざ知らず、沖縄だけに繰り返し適用されるというようなそういう政策の遂行の仕方というのは、何としてもやめていただきたいと思います。

61

こういう七五パーセントの過重な基地の現実ですが、先ほどから証言いただいてるように、子供たちに未来のある二一世紀を切り開いていこうということで、知事は子供たちに夢を与える、そして沖縄に平和をもたらすそういう沖縄のビジョンを具体的にお作りになってるようですが、その基本的な視点といえますか、精神といえますか、それをお聞かせください。

先ほど申し上げましたけど、国が作った第三次振興開発計画の基本的な

柱の一つに、広く日本の経済社会及び文化に寄与する特色ある地域作りというのをうたわれているわけです。そうすると、特色ある地域を作るにはどうしたほうがいいかということが我々の一番の課題になるわけでして、その場合に沖縄の特色といいますと、琉球王国を形成してところから近隣の東南アジア諸国と非常に密接な貿易を通しての友好関係を結んできたわけなんです。そういった歴史的な背景と、それから地理的な条件が東南アジア諸国との交流に非常に便利な位置を占めてるという意味で、国際都市整備構想というのを作りまして、沖縄が国際交流の拠点になりうるような、そういったところに特色を見出していこうということで、国際都市形成というものを今推進してるんです。これは今申しましたように、国が作った三次振計の目標の一つにちゃんとうたわれていることでして、それに四全総の後に、国の全国総合開発計画というのが今国土庁を中心に検討されておりますので、ここでもそれぞれの歴史的背景、地理的な条件を

裁 判 所

生かした地域社会を作るという趣旨のことが言われていますので、この秋ごろにはぼ中身が固まるようですけれども、その国の策定しつつある全国総合開発計画の中に県の国際都市形成の課題を位置づけていただいて、国との協力関係を結びながら、沖縄を国際都市にしていきたいというふうに考えております。具体的には、沖縄には国際センターというのがございまして、そこには一一八か国から約二五〇〇―二六〇〇名の人々がやってきて研修をしております、もう研修を受けて帰った人も入れますと、約三〇〇〇人近くの方がおりますけれども、今後ともそこを活用しながら沖縄にはまた沖縄なりの国際情報センターみたいなのを今計画しております、これを作っていくと。それだけじゃなくて、今、県は台湾と韓国と中国本土と香港に県のスタッフを派遣して事務所をもっています。新年度の予算で、シンガポール、マレーシア、フィリピン、そこにも県の嘱託を置こうとしています。来年はタイとインドネシア、ベトナム、そこにまた県の

62

スタッフを派遣する計画を立ててやっておりますが、そういうところに県の職員を派遣して、文字どおり協力関係を結んでいく、友好関係を結んでいくことのほうが私は非常に国益にもかなうし、沖縄の置かれている地理的な条件、歴史的な背景を踏まえて、県政が目指すべき大事な課題だというふうに認識しています。

今、ビジョンと構想をお話していただいたんですが、これをキーワードで表現しますと、どういう表現になるでしょうか。

いろいろな言い方がありますが、平和交流とか学術文化の交流、人と物との交流だけじゃなくて、国際的な技術の交流ですね。沖縄はウリミバエの撲滅とか地下ダムの建設とか、あるいはマングローブの生態系の研究とかいうのが国際的に非常に評価が高いものを持っておりまして、そういう沖縄で蓄積された技術というものを東南アジア諸国で非常に欲がってる国々がありますので、そういうところと、人・物を交流させることによって、

裁 判 所

平和行政の延長線上に国際平和というものの創造に寄与していくと同時に、学術的な面、それに必要な技術的な面の交流を積極的に推進していくというふうに計画しています。

よく、これまでの沖縄基地を米軍の世界戦略のキーストーンということで、米軍もそういう言葉で表現してきたんですが、知事としては、そのキーストーンを今おっしゃったような世界・アジアに開かれた国際的な交流の拠点ということになると思いますが、それをどういうキーストーンという形で表現できればいいんでしょうか。

行政が目指しているのは、軍事的な戦略的なキーストーンじゃなくて、平和のキーストーンにしていこうと、昨年の一二月にコスタリカのサンチニスという元大統領が日本にまいりまして、コスタリカでは一九四八年から軍隊を全部廃止して無防備な状態を作っていると、我々に一番大事な国防政策というのは、防備体制をなくすることだというような言い方をしてる

63

わけですが、私は沖縄の歴史的な背景を踏まえてみますと、去る沖縄戦の経験から言っても、こういうところに軍事基地を置くことは、一旦戦争があった場合にターゲットになるだけであって、こんな狭い地域で住民を避難させる場所もなければ、与える食べ物もない離島ですから、よそから持ってくるわけにもいかないというのは痛切に感じたことですので、そういった意味から言っても、沖縄に軍事基地を置いておくのは県民の幸せな生活を保障することにはつながらない、したがって、せめて若い人たちにもう少し希望の持てる、今、十代から三十代はじめごろの人たちが特に就職難で困っておりますけれども、これは行政として一番責任を感じてることですが、今のままの状態が二一世紀まで続くとするれば、若者に仕事を与えることさえできないと、仕事さえ持てない若者が希望の持てるはずはないわけですので、その仕事を与えることは基地の整理縮小によって初めて可能になるというふうな認識を持ってるわけです。もし仮に、どなた

裁 判 所

か基地が今の状態であっても、産業は興せるし、可能だということであれば是非教わりたいぐらいの気持ちですけど、私はこれまでの歴史的な背景からしても非常に厳しいと見ています。ですから、そういった意味でも基地の整理縮小は避けて通れない課題だと思っています。

そういう立場から、基地の整理縮小を具体的に要請してきたわけですが、ただ、日本政府は先ほどの二証言もあったんですが、私から言わせれば、ほとんど動いていないと、わずか一五パーセントしか返還していないと、努力をしていないと、そういう現状の中で、国に任していたらだめだということで、積極的に県から基地の返還アクションプログラムということを今回策定して、政府に突きつけていると思いますが、基地返還アクションプログラムの概略を述べていただきたいと思います。

県は行政の立場で将来に備えて返還アクションプログラムというのを二〇一五年までを三つの段階にわけて、まず第一段階が二〇〇一年まで、第二

段階が二〇一〇年まで、第三段階では二〇一五年までに、基地の整理縮小、願わくば基地のない沖縄を作れるようにしていこうということで、プログラムを作りまして国に提示してございます。これは国のご支援がなければとても実現は難しい、例えば、土地の跡地利用の問題のときの財政問題とか、地主の土地代の補償の問題とか、いろいろ複雑な問題がたくさんありまして、そういう面で国の特別なご配慮をお願いしないといけないわけですから、けれども、ただ、これはまだ地主とも十分に詰めをしているわけじゃなくて、これからきめ細かに地主側とも、基地を抱えている市長村とも相談をしながら、緊急性の高いものから最優先の課題としてやっていきたい。例えば、緊急性の高いものといえますと、今、私がアメリカ政府や我が政府にお願いしていることは、普天間飛行場の早期返還、これは人命事故にかかわる懸念が非常に強いところですので、こういう人命にかかわるところは最優先に解決してくださいということをお願いしていますが、長年放置

裁 判 所

されたままになってる那覇軍港の問題とか、これを是非解決してほしいという形でやっております。嘉手納基地のように、重要視されてるところは最終的に解決する第三段階に持ってくるのか、それぞれの地域の特性に応じて、また基地の内容に応じて、あるいは政府の意向等も勘案しながら、一つ一つ着実に整理していけるような形を取っています。ですから、今後の問題としては、今、基地問題を解決する上で、非常に地主たちが不安を抱いておりますが、また地方自治体も先ほど構造化されているということをお願いしましたが、五〇年間ずっと基地に頼る生活を余儀なくされてきたわけですから、地方の財政の中に基地からの収入というのが予算としてきちっと踏み込まれておること、それを補っていく方策も考えないといけませんので、そういう面でもいろんなきめ細かい対策が必要となりますので、そのあたり、今、県のスタッフが一生懸命になって地主や市町村と詰めをしているところです。

65

来る四月に橋本総理とクリントン大統領がトップ会談を予定されていますが、そのトップ会談の中で、是非とも県の立場、知事の立場で、要望なり具体的な合意なりを要請したいということがあれば、お聞かせいただきと思います。

これは過去四年間アメリカへ行きまして、率直にアメリカ政府、軍の高官、政府の高官、あるいは議会の代表の方々にもお会いして、沖縄の実情を訴えて、我々は決して過大なことをお願いしてるんじゃないかと、ごく当たり前のことをお願いしてるんですよと、沖縄は皆さんの占領下にあるわけじゃないかと主権国家の一部ですよと、したがって、我々の土地、我々の海、我々の空というものは、これは皆さんのものじゃなくて、我々のものですよと、そこを我々が自由に使えるように是非してくださいと。アメリカは世界の経済大国といって、沖縄のようなこんな小さなところに過重な負担をかけるというようなことは、アメリカ自体にとっても好ましくないことじゃないですかと言ったら、よく分かるということを言うんですよ。したが

裁 判 所

66

って、私はずっとこの四月に向けて大統領に対してもアメリカの代表的な方々に対しても、今の問題を手紙に書いてずっと送り続けてもいますし、橋本現総理に対しても、率直に沖縄の実情はこうですよと、そこを是非ご理解いただいて、その解決に全力を尽くしていただいたほうが、逆にさっきから申し上げてる日米の友好関係にプラスになりますよということを申し上げてるわけです。ですから、今後ともそういう形で基地の整理がつくまで最大限の努力をして行かなくちゃならないと考えております。

最後に被告として訴えられた知事の立場から、この裁判所に要望したいことがあります。

私は行政の責任者として、常に行政の立場を大事にしながら、これまでやってまいりました。したがって、司法の問題について私のほうから特別にどうのこうのということを申し上げる気持ちはいませんけれども、ただ一つ申し上げたいことは、申し上げたいというよりかお願いでございま

すけれども、今日アメリカのほうから電子メールが今朝届きました、その中で基地問題の解決、少女暴行事件のような事件が起こることに対して、軍部のお偉い人、あるいは政府の偉い人々というのはアメリカにおいてもほとんど関心を示さないと。したがって、この人たちが本当の意味で関心を示して解決に取り組む場合には、この沖縄の少女暴行事件のような事件が自分の家族に起こった場合には本当に取り組むだろうということを、今朝、電子メールが届いてまして、私はその点だけを是非ともご理解いただきたい。つまり我々が今訴えていること、申し述べてすることは、決して過大な形をお願いしてはなくて、憲法で保障された人間らしいごく当たり前の生活を当たり前にやっていくという、当たり前の要請をしてるだけのことでありまして、必要以上に過大なお願いをしてるわけじゃございません。そういった意味で、自らの痛みというもの、あるいは他人の痛みというものが自らの痛みとなりうるような、そういう人間として共通の

裁 判 所

情感というもの、理性というものをもって、この問題に単なる形式論で考えただけでなくて、でき得れば沖縄が扱われてきた歴史、現状、未来の有り様そのものとかかわりをもって、実質的な内容に立ち入ってこの際、自らの問題としてご判断いただけたら大変ありがたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

裁 判 長

67

知事の基地問題についてのお考え、これはだれにでも素直に分かることじゃないかと思うんですね。沖縄の人でなくても、私も今は沖縄の人ですけれども、元々からは違うし、将来もまた違うかもしれませんが、これは国会とか、あるいは政府とか、あるいは中央の行政機関、こういうところの人にとって当然分かることなんだろうと思うんですが、どうなのでしょう。

もし分かることでしたら、例えば、全国の都道府県が沖縄の苦勞が分かると、安保条約を政府がそんなに重要だというんだったら、我々も基地を

引き受けましょうと、そういうことを言うてくださるはずなんですけども、どなたもそう言うてくだらないわけですね。私のところに政府の高官も随分お見えになりましたが、どなたも一言も、じゃ皆さんの苦しみを我々も一緒に分かちましょうということをおっしゃらないわけですね。これはどういうことだろうかというのを私はちょっと首をかしげておりまして、そのあたり本当の意味で理解し共感を持つとすれば、やはり、そこから派生する問題についても引き受けてくだらないと、本当の意味の理解にはなっていないんじゃないかという気持ちがあるもんですから。

基地の問題について、知事が政府関係者とかそのほかのアメリカの関係者とも接触をすると思うんですが、理解はするような様子を見せているようですけれども、しかし、実際には基地の整理縮小というのがあまりはかばかしく進まない、何が障害になるんでしょうか。

いろいろ障害があると思いますけれども、一つはアメリカ側の世界戦略の

裁 判 所

問題、もう一つは率直に申し上げて、アメリカ側は東南アジア諸国も含めまして、かつて日本が第二次世界大戦のときに、いろいろと近隣諸国に被害を与えたそういう国々からの懸念というのは、アメリカ側が引き揚げたときに自衛隊が代わって大きくなっていくんじゃないかとか、日本の核武装につながるんじゃないかと、いわゆる瓶の蓋論と申しまして、アメリカの在日米軍基地そのものが日本の軍事的な膨張を押さえる瓶の蓋の役割をしてくるということ、もう一つは先ほども申し上げましたが、アメリカはご承知のように軍縮計画を立てまして、確実に実行してるわけです。アメリカの政府に基地の再編委員会というのができまして、これは大統領直屬で議会からも政府からも独立した機関なんです、その委員長なんかと私もお会いしていろいろ伺いましたけれども、要するに、日本に軍隊を置いておくほうが、アメリカに軍隊を置いているよりか安上がりだと、コストの面で安くつく、これは国防長官なんかも公言してますし、前のパウエ

ル統合参謀本部長なんか非常に明確に数字をあげて説明しております、そういうことと、アメリカは世論の国と言われて、世論が政治を動かすわけですが、残念ながら沖縄の実態について、ほとんど一般の国民は知らないということですね。その知っていないということで、我々が知らそうとすると、これは我々の問題じゃなくて日本政府の問題じゃないかと、日本政府が要求すれば、我々は基地を全面的にどこにでも日本政府が言うところに移しますよということまでアメリカの高官は私に直に言ってるわけです。ところが、残念ながら、日本政府の都合と申しますか、なかなかそういう要求をなさってるのかなさっていないのかよく分からないわけとして、アメリカ側はとにかく私などには、繰り返して、日本政府が要求すれば、それに柔軟に対応して基地の解決を図りますよということは、いろんな方が率直に言ってくださるわけですが、そこが一つの障害で、日本側の問題だと思います。私は日本側の問題という場合に、具体的な政治

裁 判 所

の仕組で申しますと、日本はいわゆる民主政治を取ってるわけですから、国会では多数決ですべて決めるわけなんです。沖縄は七名の代表しか出していませんで、その意味で四七都道府県の一県でしかないわけですから、残りの四六都道府県の代表の方々が、国会で沖縄の問題を自らの問題としてお考えいただいて、沖縄の基地の縮小に結びつくような法律を作るとか、あるいは解決策を講じてくださるということになれば、民主政治の下での多数決原理によって事は解決するわけですが、何しろ沖縄は七名の代表しかなくて、残りの四六都道府県の国会の代表の方々がその気にならなければ、非常に解決は難しいというふうに理解しております。

もう一つ別のことなんですけれども、被告側の主張に、基地対策のために県と関係市町村が重い行政負担を負っていると、つまり、県でいうと対策室を設けて、そこに二班で職員一五人と言いましたすかね、張りつけて、いろんな処理に当たらせてる、こういう費用は特別国庫から出るとか、そういうことはないんですか。

一部、交付税で手当てはされておりますけれども、今、自治省の定員の枠というのは非常に厳しゅうございまして、民生面で一人でも余計欲しいとこの三〇名余りの職員を基地問題に張りつけて、しかも事件・事故が夜間に起こったり、いろいろするものですから、その度に職員が出てきて基地の司令官に会いに行ったり、夜通し作業をするとか、そういうことがあるものですから、このあたりは非常に県政にとっては過重な負担だなど、単なる基地の面的な面での過重な問題じゃなく、県庁の行政の場においても、非常に過重な負担を担っているという印象を持っております。

(以上 内田 すみ子)

福岡高等裁判所那覇支部

裁判所速記官	内田 すみ子
裁判所速記官	瓜生 恵子
裁判所速記官	永井 頼信

裁判所

（以下、果でい）